

令和元年第4回美里町議会定例会会期日程表

| 日次 | 月 | 日 | 曜 | 開議時刻 | 摘 要 |
|-----|----|----|---|-------|---|
| 第1日 | 12 | 10 | 火 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） |
| 第2日 | | 11 | 水 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 |
| 第3日 | | 12 | 木 | 休 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会 |
| 第4日 | | 13 | 金 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会 |

第 1 号

1 2 月 1 0 日 (火)

令和元年第4回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月10日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 10番 福田 秀憲 議員 11番 濱田 憲治 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- (1) 議長
- (2) 町長
- (3) 監査委員
- (4) 総務常任委員会委員長
- (5) 経済建設常任委員会委員長
- (6) 社会文教常任委員会委員長
- (7) 美里町議会改革調査特別委員会委員長
- (8) 宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第73号から議案第88号及び同意第6号から同意第10号並びに諮問第3号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第77号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第78号 消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第12 議案第79号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第80号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第81号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第82号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第83号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第84号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

2. 出席議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高田美千子君 | 2番 | 光井博幸君 |
| 3番 | 今田政行君 | 4番 | 坂田竜義君 |
| 5番 | 上田孝君 | 6番 | 松永正憲君 |
| 7番 | 中川政司君 | 8番 | 吉田起登君 |
| 9番 | 上村則幸君 | 10番 | 福田秀憲君 |
| 11番 | 濱田憲治君 | 12番 | 吉田美好君 |

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 上田泰弘君 | 副町長 | 吉住慎二君 |
| 教育長 | 吉永公力君 | 総務課長 | 宮寄幸仁君 |
| 企画情報課長 | 下田幸輔君 | 税務課長 | 田上和則君 |
| 住民課長 | 山田輝臣君 | 福祉課長 | 中村武志君 |
| 健康保険課長 | 松永栄作君 | 経済課長 | 富永英司君 |
| 林務観光課長 | 高田浩幸君 | 建設課長 | 長井寿浩君 |
| 水道衛生課長 | 北島浩徳君 | 会計課長 | 池永英治君 |
| 学校教育課長 | 坂村浩君 | 社会教育課長 | 中川幸生君 |

5. 事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|----|--------|
| 事務局長 | 倉田辰実君 | 書記 | 津田里美子君 |
|------|-------|----|--------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） ただいまから、令和元年第4回美里町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、福田秀憲君、11番、濱田憲治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

11月29日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和元年第4回議会運営委員会の委員長の報告をいたします。

去る11月29日午前9時30分より、中央庁舎議会委員会室において、令和元年第4回議会運営委員会を開催いたしました。

出席者は議会より、吉田美好議長、今田総務常任委員長、上田経済建設常任委員長、坂田社会文教常任委員長と私、濱田、執行部より、上田町長、吉住副町長、宮寄総務課長、事務局より、倉田事務局長と津田参事出席のもと開会いたしました。

議題としまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他の議題といたしました。

まず、（1）の執行部提出議案について、条例関係6件、令和元年度補正予算6件、その他10件、合計22議案の説明を受けております。

次に、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、令和元年8月28日以降、令和元年11月27日までに3件の請願・陳情を受け付けております。

受付番号1、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情書が提出されております。

受付番号2、介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情書が提出されております。

受付番号3、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書が提出をされております。

議会運営委員会としましてはいずれも不受理とし、全議員に資料の配付をするように決定しております。

次に、(3) 一般質問について、受付順で私、濱田、坂田竜義議員、上田孝議員から通告があっており、質問順については抽選の結果、最初に上田孝議員、次に私、濱田、最後に坂田竜義議員の順番に決定しております。

次に、(4) 日程・会期等について、執行部提出議案22件と一般質問者3名を考慮し、会期を会期予定表(案)のとおり、12月10日より12月13日までの4日間と予定しております。日程の内容につきましては、議案集の令和元年第4回美里町議会定例会会期予定表(案)のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和元年第4回美里町議会定例会議事予定表(案)より、日程第3、諸般の報告、日程第4、町長提出議案一括上程(議案第73号から議案第88号及び同意第6号から同意第10号、並びに諮問第3号)を行います。日程第5、町長提出議案の提案理由説明を受けていきます。日程第6、議案第73号「美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第11、議案第78号「消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、内容の説明・質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第12、議案第79号「令和元年度美里町一般会計補正予算(第5号)」から、日程第17、議案第84号「令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」の内容説明を行います。質疑・討論・採決は議会最終日12月13日に行います。

12月11日は、一般質問を行います。質問順につきましては、上田孝議員、私、濱田、坂田竜義議員の順番で実施をします。

12月12日は休会とし、各常任委員会を実施します。

12月13日、議会最終日は、各常任委員会の委員長の報告及び質疑を実施します。その後、議案第79号「令和元年度美里町一般会計補正予算(第5号)」から、議案第84号「令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」を再度上程し、内容説明は既に終わっているので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第85号「フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について」から、議案第88号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」の内容説明を受け、質疑・討論・採決を行います。

次に、同意第6号「美里町教育長の任命につき同意を求めることについて」か

ら、同意第10号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」内容説明を受け、質疑・討論・採決を行います。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」内容説明を受け、質疑・討論・採決を行います。

以上が、11月29日に行われました議会運営委員会の委員長の報告といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日12月10日から12月13日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月10日から12月13日までの4日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。

9月11日水曜日であります。令和元年第4回議会全員協議会が委員会室で行われておりまして、全議員出席であります。

そののち、令和元年第8回議会広報委員会が委員会室で行われておりまして、全議員出席でございます。

9月14日土曜日、宇土・宇城・下益城県民体育祭の開会式がウイング松橋で行われまして、全議員出席していただいております。

9月15日日曜日であります。令和元年度遠野体協球技大会、励徳小学校で行われまして、私が所用のため欠席をいたしましたので中川議員にご挨拶をお願いいたしております。

9月17日火曜日、令和元年第1回熊本県市町村総合事務組合議会臨時会が自治会館で開催をされまして出席をし、私が議長職をさせていただいております。

9月19日木曜日、美里町交通安全対策協議会評議員会議が中央庁舎で行われまして、出席をいたしております。

9月20日金曜日、議会研修ということで町有林視察、これは町内全域ということで全議員に出席をしていただいております。

9月21日土曜日、第17回宇城・上益城地域統一畜産共進会が矢部畜産センタ

一・畝野屋内ゲートボール場で開催をされておりました、全議員に出席案内がきております。

9月26日木曜日、令和元年第9回議会広報委員会が委員会室で行われまして、正副委員長、正副議長、各常任委員長が出席となっております。

9月30日月曜日、第4回指定管理者選定審議会、これは第1次審査であります、砥用庁舎で行われまして、私と上村議員が出席をいたしております。

10月1日火曜日、令和元年第2回宇城広域連合議会定例会の事前打ち合わせが中央庁舎議長室で行われまして、私が出席でございます。

同じく1日、令和元年度熊本県町村議会議員研修会が嘉島町町民会館で行われまして、全議員出席となっております。

10月2日水曜日、2日、3日、4日であります。国会陳情及び議会議員行政視察研修は東京都から山梨県において行われまして、全議員出席であります。

10月6日日曜日、美里町民体育祭が美里町総合運動公園グラウンドで行われまして、全議員出席をしていただいております。

10月7日月曜日、令和元年第1回熊本県町村総合事務組合議会定例会が自治会館で行われまして出席をいたしております。

10月8日、令和元年第10回議会広報委員会が委員会室で行われまして、全議員出席となっております。

同じく8日、令和元年度熊本県防災・危機管理トップセミナー、これ県庁で行われまして、私と副議長、今田委員長が出席をいたしております。

10月9日、令和元年第2回宇城広域連合議会定例会の議案等説明会が広域連合事務所で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

10月10日木曜日、佐賀県議会、これは総務常任委員会行政視察研修に対応していただいております、砥用庁舎とフォレストアドベンチャーの現地で視察をされております。これにつきましては、副議長と上田委員長に対応をお願いいたしました。

同じく10月10日から11日にかけて、熊本県町村議会議長会理事・事務局長合同研修会が益城町で行われましたので出席をいたしております。

10月13日日曜日であります。令和元年度中央中学校の文化祭が全議員にご案内がきとったと思いますが、美里町総合体育館で行われております。

10月17日木曜日、令和元年第2回宇城広域連合議会定例会、広域連合で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

10月18日金曜日、令和元年度一般道県道三本松～甲佐線道路整備促進期成会総会及び要望活動が中央庁舎で行われまして、県央広域本部まで要望活動をいたし

ております。このとき、私と今田議員が出席でございます。

10月19日土曜日、石段の郷佐俣の湯温泉祭りが道の駅佐俣の湯で行われまして、全議員出席であります。

10月21日月曜日、令和元年第11回議会広報委員会、委員会室で行われまして、全議員出席でございます。

同じく、美里町議会改革調査特別委員会研修会、これ委員会室で行われまして、古家局長を招いての研修会が行われております。

10月23日水曜日、第5回指定管理者選定審議会、これは二次審査であります。が、砥用庁舎で行われまして、私と上村議員が出席でございます。

10月24日木曜日、南九州西廻り自動車道整備促進要望活動が九州地方整備局において行われまして、私が県の会長代理で出席をいたしております。

10月27日日曜日でございます。令和元年度砥用中学校学習成果発表会が文化交流センターひびきで行われまして、全議員出席となっております。

10月28日から29、30日、経済建設常任委員会の行政視察研修が、福岡県築上町及び長崎市において行われております。このときには、林務観光課長、経済課長が随行していただいております。

11月1日金曜日、令和元年度教育の日講演会ということで、文化交流センターひびきで行われまして、全議員が出席ということになります。

11月3日日曜日、令和元年度美里町文化祭、文化交流センターで行われまして、全議員出席ということになります。

11月5日火曜日、美里町子ども議会、議会議場ということで、全議員が出席をされております。

11月8日金曜日、浜戸川改修促進期成会要望活動としまして、熊本河川国道事務所・九州地方整備局に要望に行っております。ここに議長、私が出席をいたしております。

11月12日、令和元年第5回議会全員協議会が委員会室で行われておりまして、全員参加ということになります。

11月13日水曜日、第63回議長全国大会、NHKホールで行われまして私が出席をいたしております。

11月14、15にわたりまして、厚生年金への地方議会の加入を求める全国大会、これはホテルグランドアーク半蔵門で行われておりまして、

そのあと、15日、地方議員活性化シンポジウム、シェラトン都ホテル東京で行われまして、私が出席をいたしております。

11月16日土曜日、第35回アタック・ザ・日本一、御坂駐車場で行われまし

て、全議員出席でございます。

11月23日土曜日、令和元年度宇城植樹祭が美里町林業総合センターで行われまして、全議員出席していただいております。

11月28日木曜日、令和元年第2回宇城広域連合議会臨時会の事前打ち合わせがここ議長室で行われまして、私が立ち会っております。

11月29日金曜日、令和元年第4回議会運営委員会が委員会室で行われまして、議会運営委員さん方とともに私が出席をいたしております。

同じく29日であります。主要地方道小川嘉島線道路整備促進要望活動を県土木部において行いまして、私が出席をいたしております。

12月8日日曜日、第16回美里町駅伝競走大会が、開会式が中央小学校体育館で行われましたので、私が出席をいたしております。

それから、本日12月10日、令和元年第4回美里町議会定例会ということで、全議員に出席していただいております。

以上で報告を終わりますが、最後に、教育委員会より毎年提出されています教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書が11月29日に提出されております。机上に配付しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから9月議会後の行政報告をさせていただきます。大変多くなりますので、要約して報告をいたします。

9月の14日、熊本県民体育祭の宇城地域大会の開会式に出席をしております。

9月の15日、朝から遠野体育協会の球技大会に出席をし、その後、熊本県民体育祭の剣道競技会の開会式に出席をし、そのあと、なごみの里15周年記念行事に出席をしたあと、永富の津留区、岩下区、涌井区、萱野区、有安区の敬老会に出席をいたしております。そのあと、県民体育祭の宇城地域大会の閉会式に出席をしております。

9月の16日、この日は川越地区、豊富・甲佐平地区、西山区、堅志田区、上中郡区の敬老会にそれぞれ出席をしております。

9月の19日、美里町身体障害者福祉協議会のグラウンドゴルフ大会。午後から美里町交通安全対策協議会。その後、交通指導員会議に出席をいたしております。

9月の20日、秋の交通安全祈願祭、早朝から若宮神社で開催されました。出席をしております。お昼から議会の皆さんと合流をさせていただきまして、町有林視察を行っております。

9月の21日、宇城・上益城統一畜産共進会を開催をしております。

9月の23日、交通安全県民大会に出席をし、

9月の24日、災害時破棄物収集運搬認定調印式を、このときは有限会社プログレさんと結ばせていただいております。

9月27日、地域資源を活かし、笑顔で地域の絆を深めよう研究大会 in 宇城に出席をし、午後から、石段の郷中央の役員会に出席をしております。

10月の1日、上京をいたしまして、ダム発電関係市町村全国協議会の常任理事会に出席をし、

10月の2日から議会の皆さんと合流をさせていただきまして、国会陳情並びに研修に同行をさせていただいております。

10月の4日、美里に戻りまして、夜、美里町の嘱託会の役員会に出席をいたしております。

10月の6日、美里町の町民体育祭に出席をしております。

10月の8日、課長会議、それから復旧復興会議を開催し、午後から、熊本県の防災危機管理トップセミナーに出席をしております。

10月の9日、宇城広域連合正副連合長会議。

10月の10日、宇城地域木材需要拡大協議会の要望活動。午後から、佐賀県の佐賀県議会の視察の対応をさせていただいております。

10月の11日、ふるさと祭りの実行委員会並びにやまびこ祭りの実行委員会、反省会を行っております。その後、午後から、災害時廃棄物収集運搬協定調印式、今度は有限会社クリーン砥用さんと結ばせていただいております。

10月の13日、中央中学校の文化祭。

10月の15日、100歳到達者、町内100歳到達者表敬訪問を行っております。今年は7名の方を訪問をいたしました。

10月16日、国有林野等所在市町村長有志協議会にお昼から出席をし、夜には、JA下東の中央地区青壮年部の座談会に出席をしております。

10月の17日、美里町と古民家再生協会熊本支部との協定調印式に出席をし、午後から、宇城広域連合の第2回の定例会に出席しております。

10月の18日、一般県道三本松甲佐線の期成会の役員会、それから総会、それから要望活動を行ったのち、意見交換会に出席をしております。

10月の19日、佐俣の湯の温泉祭り。その後、熊本県人権教育研究大会、これは宇城大会が今年開かれまして、その開会式に出席をし、その開会式のあと上京をいたしております。

そして、10月の20日から10月の26日まで、熊本県の町村会の海外研修で

スウェーデンとフィンランドを訪問をいたしております。

10月の26日、日本に帰りまして、砥用ライオンズクラブの結成45周年記念例会に出席をいたしております。

10月の27日、砥用中学校学習成果発表会。その後、第4回メルカドこもれびに出席をいたしております。

10月の29日、上京いたしまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席をし、

次の30日から31日まで、熊本県砂防協会の役員研修会で岐阜県の高治見市の砂防施設を視察をいたしております。

11月の1日、美里町の善行表彰式、善行表彰を行わせていただいております。今年は4名の方を表彰いたしております。午後から、宇城地域振興協議会に出席をし、夜は、教育の日講演会に出席をいたしております。

11月の2日、美里町の職員採用試験の二次面接試験を行っております。

11月の3日、美里町の文化祭。

11月の5日、子ども議会を行っております。

11月の6日、治水事業促進全国大会。上京いたしまして、治水事業促進全国大会に出席をいたしております。

11月の8日、浜戸川改修期成会の要望活動ということで、熊本県庁、それから熊本河川国土事務所、それから福岡にあります九州地方整備局に要望活動を行っております。

11月の10日、朝の6時から非常招集訓練を行いまして、その後、宇城広域連合の職員採用試験（二次試験）に臨んでおります。

11月の11日、4期成会合同要望活動ということで、球磨、八代、それから氷川の方々と一緒に、熊本県庁、それから熊本県議会、それから九州地方整備局に要望活動を行っております。

11月の12日、議会全員協議会に出席をしたあと、上京をしております。

13日は朝8時から、東京のほうで九州地方国道整備促進総決起大会に出席をし、午後から、浜戸川・潤川・国道3号の3期成会の要望活動で、国会議員会館、それから国土交通省に要望活動を行っております。

翌11月14日、衆議院の第一議員会館で、恋人の聖地観光協会の市町村長大会があっております、に出席をいたしております。

11月の15日、東京のほうで全国過疎地域自立促進連盟の理事会。その後、全国過疎地域自立促進連盟の第50回の定期総会。そのあと、新過疎法の制定実現総決起大会にそれぞれ出席をいたしております。

11月の16日、アタック・ザ・日本一に出席をいたしております。

11月の19日、上京をいたしまして、全国治水砂防促進大会に出席をいたしております。

翌11月の20日、東京で行われました全国簡易水道整備促進大会。その後、熊本県の簡易水道関係の予算要望活動を厚生労働省並びに議員会館に行っております。

翌11月21日は、4期成会の合同要望活動で、これも議員会館並びに国土交通省に要望活動を行っております。

11月の22日、帰りまして、定例の監査報告を監査委員の方から受けております。

11月の23日、宇城植樹祭に出席をし、その後、いきいき上永富の収穫祭に出席をし、夕方は、自衛隊熊本地方協力本部長を囲む会に出席をいたしております。

11月の25日、また上京をいたしまして、ダム発電関係市町村全国協議会の理事会。その後、ダム発電関係市町村等振興議員連盟との共同勉強会に出席をいたしております。

11月の27日、東京で行われました全国町村長大会に出席をし、その後、全国過疎地域自立促進連盟の熊本県支部の役員によります要望活動を議員会館で行っております。

11月の29日、議会運営委員会に出席をし、午後から、主要地方道の小川嘉島線要望活動に出席をいたしております。

11月の30日、補正予算、これからあります国の大型補正予算についての意見交換会に出席をいたしております。

12月の2日、12月議会に係わる課長会議。そして午後から、年末特別警戒の出発式に出席をいたしております。

12月の3日、通いの場の交流会。

12月の4日、土地改良区の美里町土地改良区の理事会。

12月の5日、宇城消防職員協議会の旗納め及び親睦会に出席をいたしております。

12月6日、美里町地域公共交通活性化協議会。お昼から、民生委員・児童委員の委嘱状交付式にそれぞれ出席をいたしております。

12月の7日、JA祭り、砥用会場のJA祭に出席をし、

12月の8日、美里町の駅伝大会の開会式。

そして昨日、12月9日、九州電力によります新甲佐発電所の竣工式に出席をいたしております。

以上で、9月議会後の私の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） まず、例月現金出納検査の結果の報告をいたします。

美里監第36号、令和元年9月26日

美里町議会議長 吉田美好様

美里町監査委員 遠山史朗

美里町監査委員 坂田竜義

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和元年8月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

記

1、検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算表は別紙のとおり）。

2、検査時期、令和元年9月25日、9月分につきましては10月30日、10月分につきましては11月22日に検査を行っております。

検査の結果、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものとして認めるところでございます。

以上です。

引き続きまして、定例監査の報告を行います。

美里監第43号、令和元年11月22日

美里町長 上田泰弘様

美里町議会議長 吉田美好様

美里町教育委員会教育長 吉永公力様

美里町農業委員会会長 吉田美好様

美里町監査委員 遠山史朗

美里町監査委員 坂田竜義

令和元年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告します。

2ページですが、監査の期日及び対象ということで、ここにお読み取りいただきたいと思いますが、11日間にわたりまして各課の監査、それから現場視察を行っ

たところでございます。

3 ページ、監査の総括。

第1、監査の総括

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼を置いて行った。

1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か

2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か

3) 財産の管理は適正に行われているか

4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘をして、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示をしたところであります。

また、昨年の指摘事項の措置状況は事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されておりました。

監査結果について、各項目のとおり報告をいたします。

第2、各項目について

1、予算の執行

財政を取り巻く環境は、普通交付税の合併算定替による減額が本年度中に終了するが、今後も宇城広域連合の大型施設整備や町の建築系施設のインフラ整備の経費増が見込まれ、厳しい状況が続くと思われる。この状況を全ての職員が正しく認識し、事業の重要度、優先度を見極め、事務・事業の遂行に努力することが大切である。

事務処理上、改善及び検討を要する点については、その都度指示してきたところであるが、予算の適正な執行と事務の合理化、効率化にさらに努力されたい。

4 ページ。

2、収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。今後も町税や各種使用料等の滞納については、各課横断した「債権収納対策機構」を積極的に活用し、早期に徴収を進めて、高額化・長期化しないように対処しなければならない。そのためにも、請求・督促の通知と併せて、直接訪問等足を運ぶ対応も強化するなど、職員のなお一層の奮起を望む。

3、町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。所得の把握は町民税や国民健康保険税の課税をはじめ多くの面に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期す努力とともに、極力未申告者の一掃に努め、公平な課税・徴収に努められたい。

4、起債及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先・利率及び償還の方法等は適切である。

投資的経費に係る起債については、現在5億円を上回っているが、今後とも3億円以内を目安に事業の精査を行い、起債発行額の抑制と効率的な財政運営に努められたい。

5、支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違は無く、関係簿冊及び証書類は正確に整備されている。

5 ページ。

6、現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合を確認されているのは当を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で的確に保管されている。

7、契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされている。

なお、随意契約の締結については、今後とも慎重な対応が望まれる。

8、工事関係事務

施工何から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。

諸工事については、適切な指導監督により成果が得られている。

現在、災害関連の工事も多い中、担当課においては円滑な工事の実施及び事故防止の点からも、随時現場に出向き進捗状況の把握に努められたい。

9、財産管理事務

備品台帳は、総務課行革管財係で管理されており整備も進んでいる。

学校備品の管理番号については、本年度から新しい採番での整理票が貼付されており、速やかな移行が行われつつある。

また、指定管理者施設の備品についても、町の備品と管理者の備品を明確に区分して、備品監査においても管理場所ごとに帳票化するなど管理者も監査委員もわかりやすい備品台帳の作成が進められている。

第3、結語

今回も前年同様、指導に重点をおいて監査したものであり、項目ごとに記述したほか書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

普通交付税の合併算定替に伴う税収の減で、財政の硬直化が懸念されるが、先に取り組んだ第1次及び第2次の町行財政改革の趣旨を忘れることなく、これからも常に問題意識を持って、より計画的でかつ効率的な財政運営に努められたい。

過疎化・少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止めのかからない状況が続いている。「小さくてもキラリと光るまちづくり」には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要である。

地震・豪雨災害からの復旧・復興も着実に進み、多くの町民が平常の生活に戻りつつあるので、今後とも住民の期待に応えられるよう、なお一層努力されることを望んで結語とする。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

3番、今田政行君。

○3番（今田政行君） おはようございます。

総務常任委員会の行政視察研修報告を行います。

去る11月20日より22日までの2泊3日で、総務常任委員会において行政視察研修を行いましたので報告をいたします。

参加者は、吉田起登委員、松永委員、濱田委員、私、今田と吉住副町長、総務課の高森係長の6名で、初日は京都府与謝野町議会を訪問し、「議会改革について」を研修を行いました。

与謝野町は、平成18年に3町が合併して誕生した町でありまして、人口が2万1,000名、議員定数16名であります。

議会の活動は、住民との対話が織りなす議会活性化を目指して、平成22年に「議会活性化特別委員会」を立ち上げ、平成23年には「町民アンケート調査」を実施されております。また、議員の資質の向上を図るため、各方面より講師を招き研修会を開催されておられます。

そのような活動を踏まえ、平成24年3月には「議会基本条例」を制定されました。

その後の活動としまして、「議員懇談会の開催」各自治区ごと、あるいは小学校

区単位、旧町単位で、年により開催手法・テーマを変えながら実施されておられます。

また、常任委員会と各種団体との懇談会も開催され、議会活動に活かされているとのことでありました。ほか、こども議会を開催。子どもが議員となり、議会議員が答弁者として一般質問形式で疑似本会議を行い、その後、班に分かれて座談会形式で懇談をし、学校での課題や問題点、あるいは町づくりなどに活発な意見が出ているということでありました。

また、議会だより（広報紙）にも力を入れておられ、「多くの町民に手に取って読んでもらえるをモットーに」わかりやすく興味を持ってもらえる紙面づくりに努力しておられることでありました。原稿は全ての議員が自身が行った質疑を基に執筆し、編集は広報委員会でプロジェクターを用いて原稿を映し出して、確認あるいは構成をするということでありました。

ちなみに、一般質問は30分ですが、毎回ほぼ全員が登壇しているということでありました。

そのほか、議員間討議の実施。議会災害対策本部設置要綱の制定についての説明を受けました。

最後に、「議会改革には到達点はない。こだわりを持って継続することが大事」ということを述べられておられました。

このような活動が認められて、全国町村議会特別表彰を受けておられます。

2日目は、岐阜県大垣市で開催の「地域力の強化に向けた全国市長村長サミット2019 in 岐阜」に参加し、第2分科会の「関係人口の創出・拡大」を傍聴しました。事例発表で岐阜県飛騨市の都竹市長が「飛騨市ファン増大計画」についてと、長野県泰阜村の横前村長が「新たな担い手・関係人口」について発表されました。双方とも、人口減少先進地ではあるものの確実に「ファン」がいる。我々は定住人口が減少する中、交流人口を増やすことにより、地域の活力を高めていこうという意識で観光・レジャー・イベントなどに力を入れているが、その交流人口から関係人口にステップアップしていただき、イベントのスタッフとして参加し新たな体験を通して地域のファンになって、地域の活力を高めていく取り組みであります。

ファンクラブを組織し、会員には特典付きの会員証と名刺をプレゼントし、その名刺は町のPRのために知り合いなどに配付してもらおう。会員は会員証、会員以外には名刺を持参することにより、町内の協力店にてサービスを受けられるシステムも構築し、ファンの集いやバスツアーを開催し、会員と直接コミュニケーションを取る事業も実施し、関係人口を増やすことで確実に地域力を高めておられる取り組み

に共感を持ったところであります。

3日目は、滋賀県米原市山東庁舎を訪問し、「携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システム」について研修をしました。

米原市においては、1万4,000世帯を網羅するアナログ防災行政無線の老朽化に加え、合併前の旧4町で使っていた複数のシステムを統合運用しており、利便性の悪さも課題となっていた。また、国の方針により、2022年12月までデジタル化を行う必要にも迫られていたが、従来の方法ではデジタル化を行うには相当なコストが必要だった。こうした背景から、携帯電話通信網を利用した低コストかつ柔軟性に優れた減災コミュニケーションシステムの導入を決定。事業費も半分以下までに抑え、なおかつ住民にとって利便性の高い防災情報伝達システムを実現されておられました。米原市の防災情報伝達システムの特徴は、携帯電話通信網を利用して、屋外スピーカー、スマートフォン、ガラケー、タブレットに配信される仕組みで、どこにいても情報を受信することができる。また、自宅の固定電話から専用ダイヤルに電話すれば、指定する自治会で配信した1週間分の放送を確認することができる「放送内容電話確認システム」も取り入れておられました。

本町も防災行政無線にて情報の伝達が実施されておりますが、機器の老朽化で近い将来、更新も検討せねばならないと思われませんが、非常に参考になる事例でありました。

以上、総務常任委員会の行政視察研修の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。5番、上田孝君。

○5番（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

経済建設常任委員会行政視察研修報告を行います。

令和元年10月28日から30日において、経済建設常任委員会の行政視察研修を行いましたので報告いたします。

参加者は、経済建設常任委員会より吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の4名、随行者として執行部より、高田林務観光課長、富永経済課長に同行していただきました。

研修内容としては、福岡県築上町において、特産品の産地化等について、長崎県長崎市において、森林・林業・林産業活性化九州大会への参加を通して、林業の現

状と先進地事例の研修を行うこととしました。

10月28日午前9時に役場中央庁舎を出発し、最初の研修地福岡県築上町に向かいました。午後1時過ぎに築上町役場に到着し、1時30分より議会委員会室において研修を開始しております。

研修内容としては、特産品の産地化に係る、町・JA・生産者の関係性について、並びに6次産業化の取り組みと現状等について、主にキクイモの取り組みについて、築上町農林業元気づくり協議会の赤松会長や役場産業課より説明を受けております。

主なものとして、農林業の維持・振興と併せ、地域の活性化を図るため、直売所を中心とした町内特産品開発の情報共有のために連絡協議会を設立していること、佐賀大学との連携、加工用機械の補助金による導入支援等が挙げられます。合わせて、キクイモは近年機能性食品として注目され、潜在的需要が大きいこと、中山間地域の水稻の代替え作物としても適している等の説明を受けております。

委員より、獣害の被害状況、補助金の内容等の質疑があり、机上での研修を終了し、現地視察に向かいました。

現地視察は役場産業課鍛冶課長、太田主任主事、築上町きくいもクラブ福田副会長同行のもと、キクイモの栽培圃場へ向かいました。中山間地にある圃場は、周囲をワイヤーメッシュで囲われており、獣害の対策は美里町同様に大変そうでした。収穫を間近に控えた頃で、実際に数株を掘り起こしていただきました。植え付け後は数回の草刈作業ぐらいであまり手はかからないということでしたが、病害に対しては農薬がないために苦労されているそうです。

次に、加工場施設へ向かいました。農協の施設を借り受けた施設内には、昨年度導入された乾燥機や洗浄研磨機等が設置されておりました。生姜に似た形状のキクイモは洗浄が大変だということですが、機械の導入で生産者の労力は随分楽になっているとのことでした。

美里町においても、少数の農家でキクイモの栽培は行われているようですが、今後特産品として取り組むことも可能ではないかと思われたところです。

午後4時30分に本日の視察研修を終了しました。

10月29日午前9時に、福岡市の宿泊地を出発し長崎市へ向かいました。午後12時30分に会場の長崎市民会館に到着し、森林・林業・林産業活性化九州大会に参加しております。熊本県からも県議会、市町村議会、林業関係団体等大勢の参加者が見受けられたところです。

開会后、東京大学名誉教授太田猛彦氏による基調講演「持続可能な社会と今後の森林管理」を聞きました。地球環境のことから、自然災害、里山の成り立ち等、多

岐にわたる内容で、多少難しすぎる内容とは思われましたが、林業の視野を広めるということではよかったと思われま

す。先進地事例の発表は、美里町にも森林を所有されている真樹販売株式会社の佐賀里政則氏の「森林資源を最大化して林業の未来をつくる」と、ヤベホーム株式会社矢部福德氏の「県産材住宅の普及で長崎の森林を守ります」の2件の発表を聞くことができました。

最後に、地球温暖化防止対策、緑の国土強靱化の推進等、五つの大会決議を採択し閉会しております。

当日は、長崎市に宿泊し、10月30日正午に帰庁いたしております。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがございましたら他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 社会文教委員会の報告をいたします。

社会文教常任委員会行政視察（ICT教育先進地）視察報告を行います。

令和元年10月24日午後、山江村の山田小学校ICT教育の現状を視察しました。

参加者は、福田議員、中川議員、高田議員、坂田、執行部から坂村学校教育課長、石田審議員、寺床主事であります。

当日は東京都西多摩郡瑞穂町議会の皆さんと合同の研修会となりました。

まず、山江村議会中竹議長の挨拶、両議会挨拶から始まりまして、授業視察、45分間の授業の視察を行いました。その後、藤本教育長から「ICTを活用した学校教育の取り組みについて」と題して、事業概要の説明がございました。

山江村は2011年に10年化構想というのを立てられまして、「山江村教育10年化構想」というのを立てられまして今年で9年目を迎えたということで、その成果といたしまして、定住が進むとともに移住も増え、「ICT教育で子どもが減らない村」になったということが特徴的に説明がございました。小学校2校、中学校1校において、電子黒板と無線LANは全教室に整備されており、児童生徒用端末は0.75人に1台の整備率で、毎年計画的に入れ替え、タブレットパソコン、アンドロイド端末、iPadを使い分け、持ち帰り学習も行っておるということで

ございます。また、全教員に校務用タブレットパソコンを配備し、クラウド環境でテレワークもできると。また、Web会議システム、中学校の教員が小学校で英語の授業をしたり、オーストラリアやシンガポールとの英語での交流、中学校ではAI英語教材を活用し始めているなど、成果として始めておられまして、成果として学力が向上し、全国平均よりかなり上位になっているということでございました。非常に参考になったところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。11番、濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） 美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告をいたします。

令和元年10月21日月曜日、美里町役場中央庁舎議会委員会室にて行いました。

今回の議会改革調査特別委員会は、講師に熊本県町村議会議長会の事務局長、古家陽介氏を招いて研修会を実施しております。

研修会の資料として、

- (1) 議員必携より「発言」について
- (2) 美里町の議会改革の取組について

資料をいただいております。

研修会の内容としまして、

(1) 議員必携より「発言」についてということで、発言の自由と責任や、一般質問の通告内容が具体的でなければならないこと。議会は執行機関に対する要望団体ではない。住民から選ばれた議員が、住民のニーズを本会議の場で反映し、執行機関に公式の所信や対策を求めるところである。住民のために政策論争をして、知恵を出し合い、より良い施策、経費の効率的使用を図ることを目的としている。これに対し、要望は一方的な行為であり、議会本来の役目ではない。と、基礎的な解説及び議会の目的等を示していただいております。

- (2) 美里町の議会改革の取組について

特別委員会が調査する項目を3分類にし、9つの項目で現状や効果、課題等について熊本県、また全国の数値を基に説明を受けております。

内容は、

①情報公開の項目

議事録の公開・議員個人の賛否結果の公開・議員の視察報告の公開・議長交際費の公開についてであります。

②住民参加の項目として、議会報告会、住民説明会、意見交換会等・議会報告会等で出た質問・要望及びその回答についての取り扱いであります。

③機能強化の項目として、議員報酬、議長選挙の実施、議会としてIT化への取組についてでございます。

中身では、地方自治法115条では、普通地方公共団体の議会はこれを公開する。議会の会議とは本会議を指し、委員会等は含まれないこと。

また、議会報告会・住民懇談会の開催は、熊本県町村議会実態調査では実施している自治体は7町村で、率で言えば県で22.6%の開催であるという報告でありました。

議員報酬として、全国でなり手不足が深刻化しており、全国町村議会議長会が議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望を決議される予定であります。などの説明を受けております。

次回以降の特別委員会で、この研修会で示された内容を参考にし、9つの項目の調査を実施し、次のステップにつなげていきたいと思っております。

以上、報告とします。報告漏れがございましたら、他の委員さんより補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） 改めまして、おはようございます。

令和元年第2回宇城広域連合議会定例会の報告をいたします。

宇城広域連合議会議員 光井博幸

日時、令和元年10月17日15時から行われました。

場所、宇城広域連合2階交流プラザ

出席者、宇城広域連合議員10名、正副連合長3名、執行部から11名

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定、当日1日間に決定しております。

日程第3、諸報告、報告事案なしのため、議事日程から削除されました。

日程第4、一般質問、通告なしのため、議事日程から削除されました。

日程第5、認定第1号、平成30年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6、認定第2号、平成30年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について

関連があるものとして、認定第1号、認定第2号を一括して提案理由の説明がありました。

認定第1号について、平成30年度の一般会計の歳入歳出決算は、歳入が35億6,920万2,626円、歳出が32億9,661万2,930円、歳入歳出差引残金が2億7,258万9,696円とする決算でした。審議・採決の結果、賛成多数、原案のとおり認定されました。

認定第2号について、平成30年度の特別会計の歳入歳出決算は、歳入が193万3,821円、歳出が143万4,673円、歳入歳出差引残金が49万9,148円とする決算でした。審議・採決の結果、全員賛成、原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第17号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第8、議案第18号、宇城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第9、議案第19号、令和元年度宇城広域連合一般会計補正予算（第1号）について

日程第10、議案第20号、令和元年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第1号）について

議案については、全て原案のとおり可決されました。

追加日程第1、選第1号、宇城広域連合選挙管理委員補充員の選挙について

宇城広域連合選挙管理委員補充員の選挙を行うべき事由が生じたため、指名推選の方法にて選挙を実施されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を11時20分とします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第73号から議案第88号及び同意第6号から同意第10号、並びに諮問第3号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の2枚目をお開きください。それでは読み上げます。

議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお開きください。

議案第78号 消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第79号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）

議案第80号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第81号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第82号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

議案第83号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第85号 フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について

- 議案第 86 号 町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結について
議案第 87 号 町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結について
議案第 88 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
同意第 6 号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて
同意第 7 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 8 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 9 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 10 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 6 件、補正予算 6 件、その他 10 件の計 22 件でございます。

はじめに、議案第 73 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 74 号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に合わせ、期末手当の支給率を 0.05 月分引き上げるものでございます。

続きまして、議案第 75 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料及び住居手当の改定並びに勤勉手当の支給率を 0.05 月分引き上げるものでございます。

続きまして、議案第 76 号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料の改定及び期末手当の支給率を 0.05 月分引き上げるものでございます。

続きまして、議案第 77 号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同施設を指定管理者が管理運営できるよう所要の改正を行い、併せて消費税率及び地方消費税率の引き上げ等を勘案し、利用料金の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第78号、消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、本年10月1日付で税率の引き上げ及び料金見直し等により、各公共施設の利用料金を改正するものでございます。

次に、議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,563万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億1,208万円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、分担金及び負担金では、民生費負担金の保育所保護者負担金を941万2,000円減額し、国庫支出金では、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金防災・安全分を648万5,000円増額、県支出金では、企業局水力発電所地元振興支援事業交付金1,000万円、地域支え合いセンター設置・運営事業補助金震災分700万8,000円、農用地等災害復旧事業補助金現年災分2,070万円をそれぞれ計上いたしております。また、繰入金では、財政調整基金を9,829万3,000円増額、平成28年熊本地震復興基金を653万7,000円減額計上し、町債では、旧合併特例事業債の福祉事業分3,460万円、公共土木施設整備事業分720万円、緊急自然災害防止対策事業債の公共土木分700万円をそれぞれ増額、過疎対策事業債の公共土木施設整備事業分650万円を減額計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものでございますが、民生費では、償還金、利子及び割引料において、過年度分の障害者自立支援給付費の国庫・県負担金及び障害者医療費の国庫・県負担金等の返還金、合わせて1,026万7,000円、福祉保健センター湯の香苑の体育施設分の耐震改修工事費4,300万円、放課後児童健全育成事業委託料542万7,000円を計上いたしております。

農林水産業費では、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金500万円を計上し、商工費では、フォレストアドベンチャー・美里における安全性向上のため、備品購入費980万円を計上いたしております。

土木費では、単県工事負担金869万3,000円を計上し、道路新設改良費において、事業内容の変更により工事費を1,400万円減額、立木等補償費を1,400万円増額し、住宅管理費において、町営住宅修繕料688万5,000円、社会資本整備総合交付金事業の応急仮設住宅利活用事業分工事費540万円を計上いたしております。

教育費では、教科書改訂関連で消耗品費505万4,000円、備品購入費47

9万5,000円を計上し、災害復旧費では、過年度分の重機等借上料500万円、現年度分の農用地等災害復旧工事費2,300万円を計上いたしております。

続きまして、議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から、議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)までにつきましては、人事院勧告に基づく人件費及びその他必要経費を補正いたしております。

続きまして、議案第85号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定につきましては、地方自治法並びに美里町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を経るものでございます。また、議案第86号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結及び議案第87号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結につきましては、予定価格が5,000万円を超える案件のため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を経るものでございます。

続きまして、議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、事務対象の構成団体を追加することに伴い、地方自治法の規定により、議会の議決を経るものでございます。

続きまして、同意第6号、美里町教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、教育長の任期が令和元年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。また、同意第7号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和元年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第8号から同意第10号まで、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が令和元年12月22日で満了するため、地方税法に基づき、委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和2年3月31日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたし

まして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） それでは、議案第73号について、ご説明申し上げます。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院が国家公務員一般職の勤勉手当を引き上げるよう勧告したことに基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

今回の改正につきましては、本年12月の期末手当の支給率を改定し、令和2年度以降の期末手当の支給率を平準化するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例改正条例案につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の議案第73号資料、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後となっております。

はじめに、改正条例案の第1条関係でございます。期末手当第2条の2につきましては、本年12月の期末手当の支給率を、4行目下線部の「100分の155」

から「100分の160」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の第2条関係でございます。期末手当第2条の2につきましては、令和2年度以降の期末手当の支給率を平準化するもので、4行目下線部の「100分の160」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

議案書にお戻り願います。

中ほどの附則でございます。まず、施行期日の規定でございます。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下、「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用するをいたしております。

次に、期末手当の内払の規定でございます。第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすをいたしております。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがいまして、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第74号について、ご説明申し上げます。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院が国家公務員一般職の勤勉手当を引き上げるよう勧告したことに基づき、特別職の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

今回の改正につきましては、本年12月の期末手当の支給率を改定し、令和2年度以降の期末手当の支給率を平準化するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

改正条例案につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。内容につきましては、説明資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

別冊の議案第74号資料、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の新旧対照表をご覧ください。こちらも左側が改正前、右側が改正後となっております。

はじめに、改正条例案の第1条関係でございます。通勤手当及び期末手当の額等第5条につきましては、本年12月の期末手当の支給率を、4行目の下線部「100分の155」から「100分の160」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の第2条関係でございます。通勤手当及び期末手当の額等第5条につきましては、令和2年度以降の期末手当の支給率を平準化するもので、4行目下線部の「100分の160」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

議案書にお戻り願います。

中ほどの附則でございます。まず、施行期日等の規定でございます。第1項、こ

の条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用するをいたしております。

次に、期末手当の内払の規定でございます。第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすをいたしております。

以上で、議案第74号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第75号について、ご説明申し上げます。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の給与を改定したいため提案するものでございます。

今回の改正につきましては、一般職の給料の改定、住居手当の改定及び勤勉手当について、本年12月の支給率の改定と、令和2年度以降の平準化を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正条例案につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の議案第75号資料、美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後となっております。

はじめに、改正条例案の第1条関係でございます。勤勉手当、第17条第2項第1号につきましては、勤勉手当の支給率を「100分の92.5」から「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めるものでございます。

次に、別表第1につきましては、次の2ページから7ページのとおり、再任用職員を含む一般職の行政職給料表を改めるものでございます。

8ページをお開き願います。

改正条例案の第2条関係でございます。住居手当、第9条の2第1項につきましては、手当の対象となる家賃の月額の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」に改めるものでございます。第2項におきましては、2行目の「掲げる額」を「定める額」に改め、手当を算定する際の家賃の区分月額を「2万3,000円」から「2万7,000円」に改め、第1号で区分月額以下の場合の控除額「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、第2号で区分月額を超える場合の控除額を「2万3,000円」から「2万7,000円」に改め、算定による上限額「1万6,000円」を「1万7,000円」に改め、手当の上限額を「2万7,000円」から「2万8,000円」に引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当、第17条につきましては、令和2年度以降の勤勉手当の支給率を平準化するもので、次のページ、9ページをお願いいたします。

第2項第1号におきまして、下線部の「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改

めるものでございます。

議案書にお戻り願います。

5 ページでございます。

中ほどの附則でございます。まず、施行期日等の規定でございます。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用するをいたしております。

次に、給与の内払の規定でございます。第3項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美里町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすをいたしております。

次に、住居手当に関する経過措置の規定でございます。第4項、第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第9条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号にいずれかに該当するもの（規則で定めるものを除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条、次のページをお願いします、の規定による改正後の給与条例第9条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給するをいたしております。

その対象となるものとしましては、第1号、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2、各号のいずれにも該当しないこととなる職員。第2号、旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員といたしております。これは、改正前に2,000円を超える手当を支給されているもので、引き続き同じところを借りているものが、支給に該当しなくなった、2,000円を超える減額となった場合に対して、1年間はこれまでの手当から2,000円を減額して支給するものでございます。第5項、前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めると致しております。

最後に、規則への委任への規定でございます。第6条、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといたしております。

以上で、議案第75号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがいまして、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第76号について、ご説明申し上げます。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与を改定したいため提案するものでございます。

今回の改正につきましては、特定任期付職員の給料月額の改定及び本年12月の

期末手当の支給率の改定並びに令和2年度以降の期末手当の支給率の平準化に係るものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

改正条例案につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案第76号資料、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後となっております。

はじめに、改正条例案の第1条関係でございます。給与に関する特例、第5条につきましては、特定任期付職員の給料月額を表のとおり改めるものでございます。

次に、給与条例の適用除外等第6条第2項につきましては、次のページをお願いします。特定任期付職員の期末手当の支給率を、4行目下線部「100分の167.5」から「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の第2条関係でございます。給与条例の適用除外等第6条第2項につきましては、令和2年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給率を平準化するもので、9行目の下線部「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改めるものでございます。

議案書にお戻り願います。

中ほどの附則でございます。まず、施行期日等の規定でございます。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用するをいたしております。

次に、給与の内払の規定でございます。第3項、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすをいたしております。

以上で、議案第76号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがって、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第77号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第77号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
内容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、議案第77号の内容説明をいたします。
議案第77号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。フォレストアドベンチャー・美里について、指定管理者による管理運営を行うために、関係条例を改正したいので提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。「第12条」を「第17条」とし、第9条から第11条までを5条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の5条を加える。

別紙議案第77号の資料、新旧対照表をご覧ください。

議案第77号資料、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例新旧対照表。左が改正前、右が改正後となっております。

まず、第9条です。利用料の減額または免除に関するものの規定。

次に、第10条では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するものに行わせる規定でございます。同条の第2項では、町長の承認を受け、利用時間の変更、休業日を定める規定であり、また、第3項では指定管理者への読み替えでございます。

次に、第11条では、業務の範囲を規定しております。

次のページをご覧ください。

利用料金でございます。第12条では、料金を指定管理者の収入として収受させる規定でございます。同条第2項では、利用料金額は、最後のページにございますが、別表に定める額の上限額の規定をしております。同条第3項では、町長の承認を受け、利用料金の減額、免除の規定であります。

また、第13条では、指定期間が満了したときの原状回復の義務の規定であります。第2項では、それらの義務を履行しない場合の費用の徴収の規定でございます。

最後のページをご覧ください。最後のページの別表でございます。

今回の改正で、アドベンチャーコース、ロングジップスライドコース、二つございますが、大人及び子供料金を一律に改定し、消費税込みのそれぞれ3,800円、2,000円に改定いたしますが、同第12条第3項の規定により、運営上子供料金相当額及び季節料金設定も可能であるという提案でございます。

議案書の2ページにお戻りください。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第77条の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第77号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第77号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第78号 消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第11、議案第78号、消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第78号について、ご説明申し上げます。

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。消費税法及び地方税法の一部を改正する法律が施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、施設使用料金の見直しも併せて行うことについて、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

改正条例案につきましては、第1条から第13条までとなっております。関係する公共施設の使用等に関し、利用料金等を一部改正するものでございます。内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の議案第78号資料、消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係、美里町立学校体育施設等の使用に関する条例の一部改正でございます。左側が改正前、右側が改正後となっております。

まず、小中学校のグラウンド及び体育館の利用料金につきまして、別表の中、

「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「540円」を「550円」に改め、次のページ、中央小学校陶芸室の欄でございますが、「100円」を「110円」に、「650円」を「660円」に改めるものでございます。

その次のページ、3ページをお開き願います。

第2条関係、美里町公民館条例の一部改正でございます。別表におきまして、(1)が中央公民館、(2)が西分館となっております。3ページから4ページの表の中におきまして、まず「650円」を「660円」、「540円」を「550円」、「1,080円」を「1,100円」に改めるものでございます。

5ページをお開き願います。

第3条関係、美里町文化交流センター条例の一部改正でございます。別表1の表の中におきまして、5ページから6ページまでが別表1、7ページに別表2、7ページから9ページまで別表3といたしております。これにつきましては、各施設等の料金を記載しておりますが、この文化交流センター分につきましては、消費税率等分の引き上げばかりでなく、全体的な見直しも併せた改正となっております。

10ページをお開き願います。

第4条関係、美里町陶芸室条例の一部改正でございます。別表の中「410円」を「440円」に、「510円」を「550円」に、「素焼き1,540円・本焼き2,570円」を「素焼き1,650円・本焼き2,750円」に改めるものでございます。

次のページ、11ページをお開き願います。

第5条関係、美里町体育館施設条例の一部改正でございます。別表第2の中におきまして、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「870円」を「880円」に、「2,160円」を「2,200円」に改めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第6条関係、美里町グラウンド施設条例の一部改正でございます。13ページの別表第1が美里町町営球技場、その下、別表第3が美里町カントリーパーク、その次のページで別表第4が美里町農山村広場、その下、別表第5が美里町スポーツセンター、別表6、その次のページ、別表第6が美里町佐俣せせらぎ広場となっております。この全ての表の中におきまして、まず「1,520円」を「1,540円」に、「760円」を「770円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「2,160円」を「2,200円」に、それと「870円」を「880円」に改めるものでございます。

16ページをお開き願います。

第7条関係、美里町総合運動公園グラウンド施設条例の一部改正でございます。別表内におきまして、「540円」を「550円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「870円」を「880円」に、「650円」を「660円」にそれぞれ改めるものでございます。

次のページ、17ページをお開き願います。

第8条関係、美里町砥用B&G海洋センター条例の一部改正でございます。最初の表の中で「870円」を「880円」に、次の表の中で「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に。

それから、次のページをお願いいたします。

「540円」を「550円」に、「760円」を「770円」にそれぞれ改めるものでございます。

19ページをお開き願います。

第9条関係、美里町中央屋内ゲートボール場条例の一部改正でございます。別表の中「100円」を「110円」に、「200円」を「220円」に改めるものでございます。

20ページをお開き願います。

第10条関係、美里町農村婦人の家条例の一部改正でございます。これにつきましては、表全体を改正しております。主に消費税率等引上げ相当分の改定となっております。下から四つ目の洗濯室の欄を削除をいたしております。

その次のページをお願いします。

このページで、ポン菓子機と食品乾燥機の欄を削除し、味噌作りについては区分の変更を行っております。

22ページをお開き願います。

第11条関係、美里町総合交流ターミナル条例の一部改正でございます。別表第2の中で、この施設につきましては、入館料と宿泊料の一部見直しをして改正をいたしております。まず、入館料につきましては「500円」を「550円」に、「5,000円」を「5,500円」に改め、次のページをお願いいたします。宿泊施設の中で休日前及びシーズンの「1万2,000円」を「1万5,000円」に改めるものでございます。

24ページをお開き願います。

第12条関係、美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部改正でございます。

別表全体を改めており、消費税率等引上げ相当分に見直し分を加えた改定となっております。また、テントと木炭の一部の欄を削除いたしております。

26ページをお開き願います。

第13条関係、美里町やすらぎ交流体験施設条例の一部改正でございます。別表の中「3,080円」を「3,300円」に、「4,120円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に改めるものでございます。

議案書にお戻り願います。

条例案の7ページになります。

最後の附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第78号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） 質問いたします。

別冊の資料、78号の資料の17ページの美里町砥用B&G海洋センター条例の新旧対照表で、18ページの欄で、カヌーからローボート（4人乗）というのがございますけれども、昨年あたりの利用状況等がわかればと思ってお尋ねをしたいんですけれども、多分、すぐには多分答えが出てこないかもしれませんので、まずお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

ただいまローボート（2人乗）、それからローボート（4人乗）の利用状況なんですけれども、のちほど調べましてご回答させていただきます。

よろしいでしょうか。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） ローボート二つも含めて、上の段からカヌーからOPヨットですかね、全てわかればと思ってお尋ねしたところですので、また後日でも結構ですのでお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田議員、後日でいいですか。これ料金改正ですから今日決定をしますけれども。

濱田君。

○11番（濱田憲治君） 失礼しました。改正については賛否をしますので、この私の

質問に関しては後日で結構でございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） ほかに質疑はありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第78号について、質問をいたします。

16ページを開けていただきまして、ここですね、総合運動公園の中に登はん施設っていうのがありますが、これは今使っているのかどうか。これは確か使っていないんじゃないかなと思うんですけども。

○議長（吉田美好君） 社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

登はん施設でございます。今の、現在のですね登はん施設の利用についてはございません。ただ、施設をですね管理ということで、こちらのほうで、社会教育施設ということで管理は行っているところです。利用についてはありません。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 私がちょっと監査なんかやって聞いたところによりますと、もう使っていないとか、これはもう廃棄するんだということでお聞きしております。危ないんでもうそれ使わせないんだということでもありますので、このあたりはいらんじゃないかなという思いがしておりますが、いかがですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かにそういう話も出ているところです。ただ、まだ正式に撤去するという決定と、それから予算付けもまだしておりませんので、一応はこの料金表には載せていただいておりますが、正式にもう撤去をする、それから予算をお願いするような状況になりましたら削除をさせていただくことになると考えております。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 施設があつて、もう危険だということで使わせない、近くにも寄つてはいけないということでしておられますので、早急に対応したほうが私はいんじゃないかなという思いがしております。何かがあつたときは遅いと思いますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第78号、消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第78号、消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。再開を2時10分とします。

-----○-----

休憩 午後1時48分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第12 議案第79号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第80号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第81号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第82号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第83号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第84号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第12、議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）から、日程第17、議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算6案件についてを一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第12、議案第79号から日程第17、議案第84号までの6案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第79号から日程第17、議案第84号までを一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑、討論、採決は最終日に行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第79号から議案第84号までを一括議題とします。

まず、議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）の内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） それでは、議案第79号について、ご説明申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度美里町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,563万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,208万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

はじめに、複写機等パフォーマンス契約、中央庁舎2台・砥用庁舎2台分でございます。期間につきましては、令和2年度から令和6年度まで、限度額につきましては、複写機等パフォーマンス契約により美里町が支払うべき額といたしております。これは現在の機器が導入から6年目となり、不具合の増加で事務への影響が見られるために更新するものでございます。

次に、教育の日講演会委託業務、期間につきましては令和2年度から令和2年度

まで、限度額につきましては300万円といたしております。これは令和2年度が教育の日が定められて15回目の記念講演であり、早い段階で講師の確保を行うためのものがございます。

次のページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

はじめに、地方債の追加でございます。緊急自然災害防止対策事業（公共土木施設）分、限度額700万円、旧合併特例事業（福祉事業）分3,460万、計2件、限度額の合計が4,160万円を追加いたしております。起債の方法、利率、償還の方法は表内記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

次に地方債の変更でございます。過疎対策事業（公共土木施設整備事業）分の限度額を「2億1,750万円」から「2億1,100万円」に、旧合併特例事業（公共土木施設整備事業）分の限度額を「8,050万円」から「8,770万円」にそれぞれ変更いたしております。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

10ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

はじめに、一つ目の枠、款の12分担金及び負担金、項の1分担金、目の2災害復旧費分担金におきましては、農用地等災害復旧事業分担金、現年災分として、事業費の1割を見込み230万円を計上いたしております。

次の枠、項の2負担金、目の1民生費負担金におきましては、10月からの認定こども園等の無償化により、保育所保護者負担金（現年分）941万2,000円を減額いたしております。

四つ目の枠、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2民生費国庫負担金におきましては、実績見込みによりまして障害児通所支援給付費負担金211万4,000円を計上し、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金におきましては、補助交付基準の改正により、放課後児童健全育成事業補助金233万3,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠、目の4土木費国庫補助金におきましては、実績見込みにより、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を208万4,000円減額し、福祉保健センター湯の香苑体育施設耐震改修工事及び管理の補助対象分として、その下、社会資本整備総合交付金（防災・安全）分648万5,000円を計上いたしております。

三つ目の枠、款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費負担金におきま

しては、障害児通所支援給付費負担金 1 0 5 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。

四つ目の枠、項の 2 県補助金、目の 1 総務費県補助金におきましては、国の消費活性化対策として、個人番号カード利用環境整備費補助金 1 5 4 万 5, 0 0 0 円を計上、その下、熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金 1, 0 0 0 万円につきましては、県企業局が所有する水力発電所のうち、リニューアル事業の対象発電所施設が所在する自治体に対し、地域課題等への対応を支援し、地域の活性化を図ることにより地域住民等の水力発電に対する理解や協力を得ながら、リニューアル事業を円滑に完了させることを目的とし、対象経費に対して 1 0 分の 1 0 の定額補助で上限 1, 0 0 0 万円、事業期間は本年度から令和 3 年度まで、今回の計上が初年分となり、森林体験公園施設の備品購入等へ充てることとしております。目の 2 民生費補助金におきましては、地域支え合いセンター設置・運営事業補助金（震災分）7 0 0 万 8, 0 0 0 円を計上しておりますが、これは当初、財源に平成 2 8 年熊本地震復興基金繰入金を充てていたものの、県補助金が活用可能となったため財源変更によるものでございます。その下、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、交付基準の改正により 2 3 3 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

次のページをご覧ください。

一つ目の枠、目の 4 農林水産業費県補助金におきましては、農用地等災害復旧事業補助金（R 1 災）分として 2, 0 7 0 万円を計上、目の 5 土木費県補助金におきましては、実績見込みによりがけ地近接等危険住宅移転事業補助金を 1 0 4 万 2, 0 0 0 円減額いたしております。

一番下の枠、款の 1 6 財産収入、項の 2 財産売払収入、目の 2 物品売払収入におきましては、インターネットによる公用車 3 台分の売払収入として 3 2 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠、款の 1 7 寄附金、項の 1 寄附金、目の 3 教育費寄附金におきましては、教育費寄附金（学校教育）分 1 0 0 万円を計上し、各小中学校の備品購入に充てることといたしております。

二つ目の枠、款の 1 8 繰入金、項の 1 基金繰入金、目の 1 基金繰入金におきましては、財源調整のため財政調整基金繰入を 9, 8 2 9 万 3, 0 0 0 円計上し、その下、平成 2 8 年熊本地震復興基金繰入金につきましては、先ほどの地域支え合いセンター設置運営事業の財源組み替え等により 6 5 3 万 7, 0 0 0 円を減額いたしております。

三つ目の枠、款の 2 0 諸収入、項の 5 雑入、目の 4 過年度収入におきましては、

被用者等の過不足の決定により、児童手当交付金（追加交付分）、国・県合わせて349万6,000円を計上いたしております。

四つ目の枠、款の21町債、項の1町債、目の2民生債におきましては、旧合併特例事業（福祉事業）分3,460万円を計上しております。これは福祉保健センター湯の香苑の体育施設耐震改修事業に充てるものでございます。目の6土木債におきましては、町道維持工事等の事業内容を変更に伴い、過疎対策事業債（公共土木施設整備事業）分を650万円減額し、旧合併特例事業債（公共土木施設整備事業）分を720万円増額計上いたしております。

次のページをお願いします。

緊急自然災害防止対策事業債（公共土木分）として700万円を計上しております。これは単県工事負担分の増額によるものでございます。

次のページをお開き願います。

15ページからが歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

16ページをご覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費におきましては、宇城広域連合負担金（総務費）分として113万8,000円を計上しております。目の5財産管理費におきましては、両庁舎の電気代等支出見込の見直しにより、光熱費を180万円計上いたしております。

18ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費におきましては、節の20扶助費におきまして、利用者数及び利用率の増加により障害児通所支援給付費422万8,000円を計上、その下、節の23償還金、利子及び割引料におきましては、負担金の清算に伴い、平成30年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金196万7,000円、県費負担金返還金115万1,000円、障害児通所給付費国庫負担金返還金71万5,000円、県費負担金返還金35万8,000円、障害者医療国庫負担金返還金416万円、県費負担金返還金191万4,000円、障害者総合支援事業国庫補助金返還金2,000円、合わせて1,026万7,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

目の5介護保険事務費におきましては、介護給付費及び事務費用としまして介護保険特別会計繰出金346万1,000円を計上、目の6後期高齢者医療費におきましては、後期高齢者医療広域連合療養給付費過年度清算分負担金378万5,000円を計上いたしております。目の7社会福祉施設費におきましては、保健センター湯の香苑（体育施設）耐震改修工事の監理業務委託料240万円、工事費4,

300万円を計上いたしております。

20ページをご覧ください。

二つ目の枠、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費におきましては、補助基準の算定方法が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業委託料542万7,000円を増額、目の2児童措置費におきましては、制度改正に伴い、延長保育促進事業補助金等4補助金合わせて233万9,000円を計上、その下、児童手当国交付金返還金につきましては、平成30年度分の交付額の決定により329万3,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の5環境衛生費におきましては、白石野地区共同墓地復旧支援事業補助金として60万4,000円を計上いたしておりますが、平成28年熊本地震復興基金交付金により事業費の2分の1を補助するものでございます。目の7水道施設整備費におきましては、施設の修繕、拡張給水工事、管の布設替え等のため、簡易水道事業特別会計繰出金345万6,000円を計上いたしております。

22ページをご覧ください。

一つ目の枠、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費におきましては、イノシシ、シカ等の捕獲見込みにより、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金500万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。23ページです。

二つ目の枠、款の6商工費、項の1商工振興費、目の3森林体験公園費におきましては、ロングジップ施設の修繕のため、森林体験公園施設修繕料170万円を計上し、先ほど歳入で説明いたしました熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金を充当し、施設内誘導サイン等製作設置手数料53万円、スタッフ研修委託料26万4,000円、安全装備品の改善のため、森林体験公園設備品購入費として980万円を計上いたしております。

その下の枠、款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費におきましては、単県工事費負担金869万3,000円を増額、当初予算と合わせて1,869万3,000円となり、9件の単県事業の町負担分となっております。その下、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金につきましては、実績見込みにより416万8,000円を減額、住宅耐震化支援事業（設計・改修）補助金につきましては、実施見込みがないため200万円を減額いたしております。

次のページをご覧ください。

一つ目の枠、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費におきましては、工事請

負費において、社会資本整備総合交付金事業分2,100万円を減額し、道整備交付金事業分700万円を増額、その下、立木補償費1,400万円を計上しておりますが、内容としましては社公金事業分を2,100万円増額、道整備事業分を700万円減額しているもので、それぞれの事業費の総額に変更はなく、事業内容の変更に対応したものとなっております。

一番下の枠、項の4住宅費、目の1住宅管理費におきましては、八幡原団地及び片平団地の水道施設、その他町営住宅修繕料として688万5,000円を計上、その下、社会資本整備総合交付金事業（応急仮設住宅利活用事業）分の工事費540万円を計上いたしております。

25ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の8消防費、項の1消防費、目の1非常備消防費におきましては、防火水槽整備工事費230万円を計上いたしておりますが、小筵及び有安地区の工事において、追加の仮設工事及び地盤補強等を行う必要が生じたために増額するものでございます。その下、宇城広域連合負担金（消防費）分としまして116万1,000円を計上いたしております。

26ページをご覧ください。

一つ目の枠、款の9教育費、項の2小学校費、目の2教育振興費におきましては、令和2年度から使用する教科書改訂関連消耗品費505万4,000円、教科書改訂関連備品購入費479万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

二つ目の枠、項の3中学校費、目の1学校管理費におきましては、励徳小学校区のスクールバス委託料163万3,000円を計上し、目の2教育振興費におきましては、要保護準要保護児童生徒援助費として110万円を計上いたしております。

28ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費におきましては、平成28年災に係る重機等借上料500万円を計上、農用地等災害復旧工事費、令和元年度分につきましては2,300万円計上しておりますが、施設3件、農地5件分の工事費となっております。その下、災害復旧資材代につきましては、これも平成28年災に係るもので200万円を計上いたしております。

二つ目の枠、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費の災害復旧工事費（平成30災単独負担分）250万円につきましては、町道2路線の工事に係るものでございます。

以上で、議案第79号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

次に、議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第80号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,528万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,703万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入支出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第3款、第2項の国庫補助金につきましては、第1目システム開発費等補助金におきまして238万7,000円を追加しております。歳出における国民健康保険システム改修委託料の増額補正に伴い、特定財源として計上したものでございます。

第4款、第1項県負担金につきましては、第1目保険給付費等交付金におきまして、普通交付金を1億2,276万円追加しております。歳出における一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額補正に伴い、特定財源として計上したものでございます。

第6款、第1項他会計繰入金につきましては、第1目一般会計繰入金におきまして10万2,000円を追加しております。事務費繰入金を計上したものでございます。

第8款、第2項雑入につきましては、特定健康診査・特定保健指導等事業返還金を3万4,000円追加しております。熊本県国保連合会の同事業特別会計の平成30年度における剰余金が返還されるものでございます。

5ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

第1款、第1項総務管理費につきましては、第1目一般管理費におきまして、第三者行為求償事務委託料及び国民健康保険システム改修委託料の不足が見込まれるため241万1,000円を追加しております。なお、国民健康保険システム改修委託料につきましては、法改正に伴うものであり、国庫補助金の同額を特定財源としております。

第1款、第3項運営協議会費につきましては4万8,000円を追加しております。

第2款、第1項療養諸費につきましては、第1目一般被保険者療養給付費におきまして1億370万4,000円追加しております。

また、次の枠になりますが、第2款、第2項高額療養費につきましては、第1目一般被保険者高額療養費におきまして1,905万6,000円を追加しております。本年度の実績により一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の不足が見込まれますので増額するものでございます。保険給付等交付金を特定財源としております。

第5款、第2項保健事業費につきましては、第2目疾病予防費におきまして、カラープリンター保守委託料の不足が見込まれるため5万4,000円を追加しております。

6ページをご覧ください。

第8款、第1項償還金及び還付加算金につきましては、過年度分の療養給付費等負担金と財政調整交付金の一部を返還する必要がありますので121万6,000円を追加しております。

第9款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により120万6,000円を減額しております。

以上で、議案第80号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

次に、議案第81号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第81号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊補正予算書、第3号、1ページをお開きください。

議案第81号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,881万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,24

2万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開きください。

2の歳入につきまして、ご説明申し上げます。

最初の枠をお願いいたします。款3国庫支出金、目1介護給付費負担金です。保険給付費の増額に伴い359万5,000円を計上しております。

2段目の枠をお願いいたします。同じく国庫支出金、目1調整交付金です。保険給付費の増額に伴い530万1,000円を計上しております。次の欄をお願いいたします。目9保険者機能強化推進交付金です。交付額確定により118万3,000円を計上しております。

3段目の枠をお願いいたします。款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金です。保険給付費の増額に伴い743万4,000円を計上しております。

4段目の枠をお願いいたします。款5県支出金、目1介護給付費負担金です。保険給付費の増額に伴い535万2,000円を計上しております。

5段目の枠をお願いいたします。款5県支出金、項2県補助金、目3介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、節2施設開設準備経費助成特別対策事業補助金98万8,000円を計上しております。これは介護医療院への転換整備に伴います研修費、備品購入費としての県補助金でございます。なお、充当先につきましては、歳出の款1総務費、節19負担金、補助及び交付金へ充当しております。

最後の枠をお願いいたします。款7繰入金、目1介護給付費繰入金です。保険給付費の増額に伴い344万1,000円を繰り入れております。同じく繰入金、目5その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金として2万円を繰り入れております。

6ページをお願いいたします。

款7繰入金、目1介護給付費基金繰入金です。保険給付費の増額に伴い150万円を繰り入れております。

7ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

最初の枠をお願いいたします。款1総務費、目1一般管理費、節19負担金、補助及び交付金98万8,000円を計上しております。歳入でご説明いたしました医療機関が介護医療院への転換整備を行うための県の補助金でございます。

2段目の枠をお願いいたします。款2保険給付費、目1介護サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金2,756万2,000円を追加補正しております。

これは、介護給付費の見込み額の増額に伴うものでございます。なお、見込額につきましては、説明欄にあります各サービス給付費の増減額及び月平均給付費を算出し、決算見込み額を試算しております。

3段目の枠をお願いいたします。款2 保険給付費、目1 介護サービス等給付費、節1 9 負担金、補助及び交付金につきまして6 9 7 万4, 0 0 0円を減額しております。これは、説明欄にあります各サービス給付費の増減額及び月平均給付費を算出し、決算見込み額を試算しております。

最後の枠をお願いいたします。款2 保険給付費、目1 高額介護サービス等費につきまして、決算見込みにより9 5 7 万6, 0 0 0円を追加補正としております。

8ページをお願いいたします。

1段目の枠、款2 保険給付費、目2 高額医療費合算介護サービス等費につきまして、決算見込みにより2 6 3 万3, 0 0 0円の減額補正をしております。

2段目の枠をお願いいたします。同じく保険給付費、目1 審査支払手数料につきましては、財源の組み替えを行っております。

3段目の枠をお願いいたします。款3 地域支援事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費につきまして、決算見込みにより3 0 万円の追加補正をしております。

4段目の枠をお願いいたします。同じく地域支援事業、目1 一般介護予防事業費につきましては、財源の組み替えを行っております。

9ページをお願いいたします。

最初の枠です。款5 諸支出金、目1 第1号被保険者保険料還付金として5 万7, 0 0 0円、同じく目2 償還金として2 7 万円を追加補正しております。これは3 0 年度分の地域支援事業県交付金の返還金でございます。

最後の枠をお願いいたします。款6 予備費です。歳入歳出の調整により3 6 万円の減額補正を行っております。

以上で、議案第8 1号につきましての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第8 1号の内容説明を終わります。

次に、議案第8 2号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第8 2号について、ご説明いたします。

別冊補正予算書、1ページをお開き願います。

議案第8 2号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,645万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源としまして6万3,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費におきましては、人事院勧告に伴い、給与、職員手当等共済費等、合計6万3,000円を増額しております。

以上で、議案第82号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

次に、議案第83号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第83号について、ご説明申し上げます。

別冊の令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第83号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,972万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第3款、第1項一般会計繰入金につきましては、第2目保険基盤安定繰入金におきまして25万6,000円を追加しております。保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、3、歳出でございます。

第2款、第1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては25万6,000円を追加しております。歳入の保険基盤安定繰入金を特定財源とするもので、同額を計上しております。

以上で、議案第83号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第83号の内容説明を終わります。

次に、議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第84号について、ご説明いたします。

別冊補正予算書、1ページをお開き願います。

議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,371万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源として345万6,000円計上をしております。

次に、諸収入の雑入につきましては、県営事業の用水管布設替工事に伴います水道布設替補償費としまして440万円計上をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費におきましては、人事院勧告に伴い、給料、職員手当等など、合計7万2,000円を増額しております。次に、需用費の修繕料につきましては、山出浄水場ろ過機及び減圧弁等の修繕料として151万8,000円増額しております。次に、工事請負費につきましては、鶴木野地区拡張工事の給水工事増額分と県営事業用水管布設替工事に伴います水道管布設替工事分の合計626万6,000円を増額しております。公課費につきましては、消費税及び地方消費税の不足分29万円を増額。

予備費につきましては、消費税増額に伴いまして29万円減額をいたしております。

す。

以上で、議案第84号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第84号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了をしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

明日11日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時55分

第 2 号

1 2 月 1 1 日 (水)

令和元年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月11日（水）

午前 10時00分 開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番（1） 5番 上田 孝 議員

順番（2） 11番 濱田 憲治 議員

順番（3） 4番 坂田 竜義 議員

2. 出席議員（12名）

1番 高田 美千子 君 2番 光井 博幸 君

3番 今田 政行 君 4番 坂田 竜義 君

5番 上田 孝 君 6番 松永 正憲 君

7番 中川 政司 君 8番 吉田 起登 君

9番 上村 則幸 君 10番 福田 秀憲 君

11番 濱田 憲治 君 12番 吉田 美好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|--------|----------|
| 町 長 | 上田 泰弘 君 | 副 町 長 | 吉住 慎二 君 |
| 教 育 長 | 吉永 公力 君 | 総務課長 | 宮 寄 幸仁 君 |
| 企画情報課長 | 下田 幸輔 君 | 税務課長 | 田上 和則 君 |
| 住 民 課 長 | 山田 輝臣 君 | 福祉課長 | 中村 武志 君 |
| 健康保険課長 | 松永 栄作 君 | 経済課長 | 富永 英司 君 |
| 林務観光課長 | 高田 浩幸 君 | 建設課長 | 長井 寿浩 君 |
| 水道衛生課長 | 北島 浩徳 君 | 会計課長 | 池 永 英治 君 |
| 学校教育課長 | 坂村 浩 君 | 社会教育課長 | 中川 幸生 君 |

5. 事務局職員出席者

事務局 長 倉田 辰実 君 書 記 津田 里美子 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

5番、上田孝君の一般質問を行います。上田孝君。

○5番（上田 孝君） 議席5番、上田でございます。一般質問を始める前に、先般10月に発生しました台風19号等において、東日本を中心に、甚大な被害が発生しております。この場をお借りして被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、被災地の早急な復旧復興を祈念申し上げるところでございます。それでは、通告に従って、一般質問を行います。

最初に農業振興について質問いたします。

まず、土地改良事業の推進についてであります。現時点における美里町の圃場整備等の現状はどのようになっているか。例えば、全水田面積のうち、圃場整備事業が完了している割合とか、現在進められている事業についてわかる範囲で構わないので説明をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず始めに、美里町における水田の圃場整備実施率につきましては、全体の農地面積915ヘクタールに対してまして、整備済みの面積が364.8ヘクタールで約40%となっております。現在実施中の圃場整備の工事が完了しますと、整備済み面積が388.8ヘクタールとなりまして、整備率が約42%となる見込みとなっております。

続きまして、現在美里町におきまして実施をしております土地改良事業につきましてご説明申し上げます。

現在美里町におきましては、熊本県が工事を行う県営事業としまして、美里地区中山間地域総合整備事業が実施をされております。圃場整備工区が3工区、農業用水路の改修工区が2工区の計5工区で工事が行われております。圃場整備などの土地改良事業を実施するにあたりましては、事業の内容は同じ圃場整備の工事であり

まして、圃場事業のメニューは数多くあります。その中で美里町では中山間地域に特化した事業メニューであり、農家負担の割合も事業費の5%と農家負担が一番少ない中山間地域総合整備事業に取り組んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 約40%ほどが圃場整備が完了している。また、現在が5工区で事業が実施されているということですが、まだ約6割の耕地が整備されていないということでもあります。事業の実施にあたっては、地域内における意見の集約等多くの課題があるわけですが、高齢化が増々進行していく美里町の農業の環境においては、今後耕作地は保有しているが、自分で営農することが少しずつ困難になっていく農家が増えることは間違いのないところだと思われま。

このような現状の中で、近年は田植え、稲刈り等の委託による営農が増加している傾向にあります。また、受託事業者側においては受託面積の増加に伴い、機械の大型化が進んでいるように思われます。大型機械になりますと、圃場整備されていない狭い農地では機械が入ることができなかつたり、作業効率が低下するため、委託が困難になる農地が増えてくるのが懸念されます。結果として、耕作を断念せざるを得ない農地が増えてくるのでは心配されるところです。そのような農地が少しでも少なくなるよう、今後も事業の推進を積極的に図っていくべきと考えていますが、町としてどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

現在工事をしております中山間地域総合整備事業の事業完了予定年度が令和4年度以降というふうになっております。残りの工事量を見ますと、用水路の隧道改修など工事費が高額であることに加えて工事の施工時期が制限されること、工事用の道路がないなどの施工条件もあるため、事業期間は今後延びることが予想をされております。そのような事業の進捗ではありますが、いくつかの地域からは圃場整備に取り組みたいという意向も聞いておりますので、次期圃場事業への取り組みについて要望調査を今年度中に実施をすることとしております。まずは、圃場整備などの農業基盤整備事業に取り組む意欲がある地区の把握を行い、どの事業メニューがその地域の要望に合致をするのか、事業採択に向けての条件がクリアできるのか。などの見極めを行って、熊本県とも連携を取りながら土地改良事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） ぜひと積極的に事業の推進を進めていただくことを強く希望しまして、次に移ります。

新規振興作物について質問いたします。

前回は11番議員により同じような質問がありましたが、その後の委員会研修等での流れも踏まえて、私なりの質問をしたいと思っております。

まず、振興作物の選定の方法はどのようになっているのか。また、現在はどのような作物が取り組まれているのかを確認させていただきたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

振興作物の取り組みにつきましては、美里町総合農政推進協議会におきまして、JAなどの関係機関や農家代表の委員などの意見を聞きながら取り組んでいく作物の検討を行っております。現在町が指定する振興作物としましては、アスパラガスやスナップエンドウ、栗やお茶などの15品目の作物を指定しております。現在取り組んでいる代表的な新規振興作物の取り組みとしましては、農家所得の向上や地域特産物の掘り起こしを目的に、JAの協力を得て、美里カボチャの栽培に平成20年度から取り組んでいるところでもございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 現在の振興作物の取り組みにおきましては、農家の皆さんやJAはもとより、経済課の皆様におかれましてもしっかり取り組まれていることには、深く敬意を表すところです。

しかしながら、美里町における農業を取り巻く環境は決して安心できるものではないかと感じます。美里町にとって、より適した作物を探求していくことは、今後も継続していかなければならないことは、ここで述べるまでもないこととあります。昨日、行政視察研修報告でも触れたキクイモについても、美里町でも取り組めそうな作物ではないかと思うところがございます。新規振興作物は、栽培方法の確立や販路の開拓等課題も多くあると思いますが、今後の取り組み方の考え方、方向性について伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

今、議員のお話にありましてとおり、議会の経済建設常任委員会行政視察研修に私も同行させていただきました。10月の28日に福岡県築上町にお伺いをし、築上町で取り組んでおられますキクイモについて研修させていただきました。研修では実際にキクイモが植えてある農地に行き、研修をさせていただきましたが美里

町のような中山間地域で栽培がされており、草切りなどの中間管理もほとんど必要なく、加えてキクイモに含まれるイヌリンが食後血糖値の上昇を抑えることなど、健康効果もあり、高い単価で取引ができ、西日本一の生産面積を誇る築上町でも需要に対し供給が追いついていないということでもございました。町としましては、美里町のような中山間地域の地形や気候条件などにあった作物で、あまり労力がかからず、高齢の方でも栽培可能な作物をJAなどの関係機関と協議をしながら新たな振興作物の選定や普及を図っていくとともに、新たな振興作物を取り組みにあたってのリーダーの発掘や育成にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 美里カボチャのように町の名前を冠するような、また長く町民に親しまれる振興作物も今後も探究され続けられることを強く希望いたしまして、次の質問に移ります。

美里米のブランド化について質問いたします。

私事ではございますが、30年ぐらい前のことで、熊本市内で飲食店のオーナーさんに美里町出身、当時はあの砥用町でございましたが、出身であることを告げると、「砥用の米は美味かねー」といういきなり言われたことがございました。当時私は若いこともありまして、両親の米作りを少しだけ手伝うくらいのことぐらいしかしておりませんでした。それでもとても誇らしい思いをしたことを今も強く覚えております。このように美里米は随分以前から飲食業界などでは美味しいことで有名だったようです。ですが、ほとんどの一般消費者までは現在に至るまで、その美味しさは伝わってはいないのではないのでしょうか。美里米はブランド化していけるポテンシャルを十分に持っていると思いますが、町ではどう考えているのか。また、どのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

美里米のブランド化を図る上で、現在町が取り組んでいる事業としまして、美里米食味コンクールを実施をしております。昔から美味しいお米と言われてきました美里のお米を多くの消費者に知ってもらい、消費者から求められる米の産地を確立するために、平成30年度から実施をしております。平成30年度の第1回大会が出品数が66、令和元年度の第2回大会が出品数が83と少しずつではありますが、出品数も増えている状況となっております。コンクールは玄米の状態での出品をされたお米を食味分析器を使い、タンパクや水分、脂肪酸度などの測定結果を基に数値化を行いまして、食味スコア、点数をつけて一次審査を行います。最終的な審査は

食味スコアの上位10点を同時に炊いて、24名の二次審査員が実際に食べて順位づけを行っております。第2回からは審査員の中に5つ星お米マイスターの方に加わっていただき、審査の方法や注意点などの指導を受け、より正確な審査に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 食味美里米の食味コンクールにつきましては、私も立場上関わっているところでございますが、広く町民の皆様にも周知していただけるよう今回の質問をさせていただいたところでございます。美里米食味コンクールを継続していくことが、とても重要になってくるところでございますし、参加者も今後増えていくことを期待したいところでございます。

また、食味コンクールの実績を活かして、今後もさらなる取り組みを期待するところですが、どのように考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

今後の取り組みにつきましては、今後は上位入賞者の方々をお願いをしまして、菊池市が主体となって開催をしております九州のお米食味コンクールへの出品を計画をしております。九州のお米食味コンクールは、九州各地から1,170点あまりが出品をされております。その中で個人部門、自治体部門での審査が行われ、表彰を行われております。今年的美里米食味コンクールの上位入賞者の食味スコア、点数は九州のお米食味コンクールの最終審査に残る上位30点に選ばれる点数となっておりますので、そのような大きな大会への積極的な参加を促すことで、熊本県内はもとより、九州一円への美里米の知名度アップを図っていくことで、美里米のブランド化に繋げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 私も食味コンクールにおいて、上位10点の食味をさせていただいておりますが、どれもこれも甲乙付けがたくてですね、もう美味しくて非常に苦勞しているところでございます。町長におかれても、次回あたりからぜひとも食味コンクールの審査に参加していただいて、美里米のブランド化を推進していただけるよう祈念するところでございます。まああの、経済課の方にもさらなるご努力を期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

過疎対策と土地の有効活用について、まず定住住宅団地の今後について質問いたします。

美里町においては主に子育て世代の転出の抑制を目的として、若者定住住宅団地の造成を推進されてこられたところですが、各団地は造成後間をおかずほとんど埋まってきていると認識しているところです。今後も適切な時期に新規の若者定住住宅団地を計画されてもいいかと私は考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

まず、現在までの取り組み、それと現在行っております内容についてご説明を申し上げたいと思います。

美里町では住みよく、快適な町づくりにつつまして平成27年度に作成しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の中にも定住促進施策として、移住定住と良好な住宅の形成に取り組んでいるところでございます。現在まで、定住を促進するために町内5カ所に定住促進団地を整備しております。全105戸のうち、101戸、101世帯の定住化が図られ、先ほどおっしゃいましたように、ほとんどの団地が大体埋まっておりますけれども、1カ所、残り4戸の4世帯の分の空き区画がまだございます。それにつつまして、ホームページや熊日が発刊しておりますフリーペーパーなどでお知らせをしながら、定住の促進を行っている状況でございます。

また、公営住宅や町有住宅の整備の面では、復興団地10戸の建築、それと応急仮設住宅を町有住宅としての改修による活用などに今取り組んでいるところでございます。

そして、既存の個人住宅におきましては空き家の増加に関連する人口の減少も課題となっております。利活用を図ること、えー空き家やバンクへの登録などを今推奨しております、それによります利活用を図ることにより、移住定住を併せて推進をしているところでございます。このような状況の中、新たな定住住宅団地を求めることにつつましては、現時点ではその計画はまだ行っていないところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 過疎対策と土地の有効活用ということで、定住住宅団地の今後についてのご質問でございます。今担当の課長からは現時点では検討していないということではありますが、過疎化が進む中でですね、若い方々が住める、そういう場所を提供していくことは非常に大事なことというふうに考えております。そういった意味におきましては、今後は町内バランスにもです。町内バランスにも配慮

しつつ、選択と集中ということも念頭に、より選ばれる場所の選定に力を注ぐ必要があると感じております。拙速に行動してしまいますと、宅地整備をしたはいいいけども購入希望者がいないというような状況、こういった状況だけは生じないようにしなければならないと考えているところであります。

また、地震後の建物の解体等によりまして更地となった土地、こういった土地も有効に活用していかなければいけないと思いますし、併せて民間アパートの誘致などそういったことにも取り組んでいかなければならないと考えております。

また、先ほど課長のほうからも話が、説明がありましたが、現在仮設住宅を町有住宅とさせて、町有住宅と仮設住宅になりました。その中で今回改修の予算も計上、改修の工事の承認も提案をさせていただいているところでございますが、その町有住宅、かなりしっかりとした住宅でありまして、3DKあるいは子育ての方々にも入ってもらえるような環境ができるのではないかと考えておりますので、これから先議会の皆様とも相談をさせていただきながら、町有住宅も若い方々も入ってもらえる、仮設住宅を改修したあとに町有住宅にも若い方々が入ってもらえる、そういう環境もできていけばと現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 空き家バンク、もしくは既存の町有住宅の長寿命化、また今回提案されている町有復興団地の事業等においても新規の物件が増えるということで、今のところ計画の必要性は低いと理解しておりますが、町長が申されたとおり、幾分前向きな発言もあったことに多少の安堵を覚えるところでございます。

次に、土地の活用の制限についてお伺いいたします。本来であれば前段の内容を絡めて質問をするところではございましたが、今のところ計画がないということでございますので、別の観点から質問させていただきます。

現在、役場両庁舎周辺、特に中央庁舎周辺においてはおびただしい数の太陽光発電パネルが設置されているのを見受けられます。本来は自然エネルギーへの転換については好意的に捉えられている町民がほとんどであると思いますが、最近の中央庁舎周辺の状況を見た中においては、住環境の悪化と捉えられておられる町民の方も少なくない聞いております。太陽光の設置パネルの設置箇所はほとんどが農地だと思われそうですが、現在どのくらいの面積と件数があるのか。また、農地の転用についての流れについて説明をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず始めに、美里町における太陽光発電施設設置に伴う農用地、農地転用の実績

につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間で27件、64筆で面積が6万5,413平米となっております。農地に太陽光発電施設を設置する場合は、農地圃場の転用申請を農業委員会に、農業振興地域内の農用地区域に該当する場合は、農用地区域からの除外申請を経済課に行う必要があります。農地圃場の転用につきましては、10ヘクタール以上の集団的農地内にある農地などの優良農地である第1種農地は原則不許可となりますが、役場庁舎から500メートル以内の農地、第2種農地につきましては代替性の検討を行った結果などを踏まえて許可をされる場合と不許可となる場合がございます。役場庁舎から300メートル以内の農地、第3種農地につきましては原則許可というふうになっております。また、農業振興地域内の農用地区域からの除外につきましては、農地転用が確実に見込まれる場合や、除外要件に該当した場合が許可というふうなことになります。

以上のように申請をする農地によって、転用なり農用地区域からの除外につきましては、検討を行って、許可不許可の判断をするということになります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいます太陽光発電事業、これに関するですね、制限はできないかというようなご質問であります。今手続き上の話はありました。ただ、これ全体で見ますと太陽光発電事業、いくつかの自治体で裁判にまで発展しているような事例もございます。しかしそのほとんどがメガソーラー発電事業に伴う大規模開発行為に対するものでございます。なお、近年は自然環境の保全、景観の保全、適切な土地開発の誘導等を目的とする条例に基づきまして、それぞれの目的に応じた環境配慮を求める手続きを規定している自治体もあります。またあのう、規模等の、例えばこの、これ、まあ役場の周辺辺りの規模でありますと、非常に小規模な発電事業と言えそうですが、そういった規模等の観点から条例の対象とならない小規模な事案に対応するため、ガイドラインなどを策定することで、事業者による適切な環境配慮を促すような制度を設けているところもございます。

しかしながら、事業者が法的に、適切に申請や手続きを進めていかれた場合、先ほど述べましたような条例、あるいはガイドラインで土地活用を制限することは厳しいと考えています。また、事業者と個人というこれはもう事業者、事業をされる事業者と土地を持ってらっしゃる個人、民対民と民、民間と民間の関係の中で交渉が進んでいきますと、このもう表面に、表にですね、話が出てきた時には既にある程度の契約の寸前までいっているというような事案も多く、その前に情報を入手するってことは非常に困難な状況であります。

以上のようなことから、行政によります強制力を持つような活用の制限というも

のは今の時点では厳しいものがあると考えています。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 今後さらに農地の転用申請が出された場合、状況によっては許可しないことができるのかとも思っておりましたが、なかなか町の条例とかガイドライン等によってはそれでも難しいという判断が各地でなされているということで、そういったところを理解しておきたいと思います。今後はですね、電力の買い取り価格の低下等によってさらなる増加は恐らく少ないとは思われますが、町民の中には環境の保全、そういった観点から非常に心配されておられる方がたくさんおられることを忘れずに、今後の業務にあたられることを希望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、上田孝君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を10時40分とします。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、11番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） 議長。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 通告に従いまして、質問させていただきます。今回は地域振興と防災行政無線について二つの項目で三つの質問をいたします。

まず始めに、町の人口減少に対する対策として質問をさせていただきます。

11月5日に行われました小学生の子ども議会の質問でも人口を増加させる方法について質問をされております。また、その中では交通アクセスを便利にすることや、町の観光、商業について、農業の特産品や農業の就労人口の減少についてを質問をされております。町長の冒頭での挨拶の中に、「皆さんが大きくなって美里町に誇りを持ってもらいたい。いつか自分がまたここに座りたいと思ってもらえるような時間になれば幸いです」と話されております。3校の6年生全員が一同に集い、同じ空間で学ばれた体験は将来の道しるべにもなったのではないのでしょうか。

さて、質問に入ります。

まず始めに人口減少が続く中、何らかの対策を講じないと人口減少がますます深刻化するのではないのでしょうか。また、交流人口を増やし地域振興を図ることが望

まれているということから、投資的な財を使い、新しい事業に取り組む必要があるのではないかとこの観点から質問させていただきます。

美里町が誕生した平成16年11月1日の人口は1万,2902人であり、令和元年11月末では9,924人と15年間で2,978人、約3,000人の人口が減少しております。人口ビジョンの将来展望では、2060年には4,117人の推計値と試算されており、それに対して5,752人になるように町では創生総合戦略として四つの基本目標を定め、各事業に取り組まれております。この創生総合戦略とは別に戦略が必要ではないでしょうか。人口の細かくした割合で申し上げますと、16年11月の人口で砥用地区が7,709名、中央地区が5,193名でありました。令和元年11月末時点では、砥用地区が5,654人、中央地区が4,270人であり、砥用地区が2,055人の減、中央地区が923人の減少であります。若者定住住宅団地と中央地区に砥用地区から移られるなど、減少に大きな違いが発生しております。中央地区の中でも、中央小学校付近に移られるような流れもございます。しかし、中央地区には公営の上水道が整備されていないので、住まいの確保には自前で井戸を掘る必要がございます。近隣自治体では多くのアパートなどの賃貸住宅の建設が見受けられます。他の自治体では上水道が整備され、アパートなどの建設と同時に上水道の確保ができる仕組みであります。中央地区が上水道が整っていない地域だから住宅やアパートの建設にいたらなく、堅志田地区でも多くの空き地を抱えているのではないのでしょうか。生活の利便性や通勤の時間等を考えるならば、中央地区の旧北校区には早期の上水道が必要であると思います。国道218号線沿いに上水道が整うことで、飲食店の新しい店舗や企業が進出されることになるかもしれません。そうなれば雇用の促進にも繋がり、新しく土地を求め住宅建設にも繋がり、人口減少の割合が少しでも緩やかになるのではないのでしょうか。

宇土市にある轟泉水道、これは江戸時代に轟水源から市街地まで約4.8キロにわたり上水道が整備をされ、今でも約100軒の家庭で使用されており、使用されている上水道としては日本最古の水道であります。

また、アフガニスタンで先日テロで亡くなられた中村哲医師は、病気にならないようにと水路を砂漠に引かれ、農産物が豊かに実る大地を生み出されました。このように、水は生命の源であり、生活に欠かせない存在であります。

中央地区では上水道のアンケートを実施されましたが、各自の井戸を持たれ、上水道の必要性が低く現在に至っていますが、若い世代の人は安心・安全な飲料水を強く求められていると思います。水源が見つからないことで、上水道の整備が進まない、ますます人口は減少するかもしれません。

先ほど述べたように、上水道が整えられている砥用地区では給水人口も減ってお

り、旧東部水道と旧西部水道とを連結することで水量の確保ができ、小筵から萱野へ、そして旧北校区全域へ延長することも考えられます。また、上水道水源の確保を目的に、萱野地区で水源を調べる探査費用として本年度当初予算に200万円が組まれています。水源探査はこれから取り組まれると聞いております。この探査結果が良好であるなら、佐保まできている上水道と合わせることで旧北校区の水量の確保ができるかもしれません。人口の減少の対策の1つとして旧北校区への上水道の整備をどのように進められていくのか、また、他の対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 地域振興における上水道の必要性についてのご質問でございます。

北校区地域は議員仰いましたように、熊本市内や大型ショッピング施設等へのアクセスも良好な立地といえ、宅地等に関する問い合わせも多いと聞いております。その際、どうしても敬遠されるのが水の問題でございます。現在、北校区地域で家庭用の水を確保するためには地下水を掘り当てるしか方法がなく、その水質や水量は掘ってみないとわからない状況でございます。また、地震や大雨のあとは、水質が変化するという事象も出ている状況です。そのような環境下で上水道の整備は喫緊の課題であると考えております。本来、上水道を事業として運営していくためには、概ね8割程度の加入率がないと事業として成り立って行かないと言われております。また近い将来、公営企業会計制度に移行された場合、加入率が高くなければ水道料金に直結してまいります。このあの、8割程度の加入率、これは先ほどアンケートで、アンケートの話もございましたが、やはりこの中央、旧中央地区は昔から井戸水を使われているところが多くて、なかなか上水道を整備したときに加入したいという方が非常に少ない状況で、もう以前からそういう状況でありました。ただ、おっしゃいますように最近若い世帯の方々からやはりこの上水道を引いてくれというような要望もよく聞かれているところでございます。以前は非常に2割程度の加入率のアンケート結果だったというふうに記憶をしているところでありますが、その関係でまあそういう加入率が低かったということで上水道を引くということを断念したところでございます。しかしながら、その加入率の数値、まあようは8割程度と言われておりますが、それを目標値と設定をして事業を進めていくことができないかなど、早急に協議を始めていく必要があると感じているところです。また、その際に砥用地区の水道を延長するやり方がいいのか、あるいは今回探査をするようになっておりますが、新たな水源を、もし探査をして出なかった場合新たな水源を求めていく方がいいのかなど、併せて検討してまいりたいと考えており

ます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 町長も喫緊の課題という認識を持っておられますので、もう動かなければいけないような時期には私はなっているんじゃないかと思っております。水源が今度萱野地区でうまくいけば、水が確保できるとしたときには、そのあとの流れとしましては町長はどのように思っておられるのか、その萱野地区の結果次第のところでは先へ進んでいかれるのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど議員の質問の中で、給水人口が砥用地区でどんどん減っているというようなお話もございました。もし新たな水源が見つかった場合は、例えば砥用地区の水道を延長することで、例えば北校区だけに限って言いますと、それがそれだけで全て足りるかどうかっていうのは現在のところ分かりませんので、新たな水源と併せて供給していくのかというようなことも考えなければいけないと思っております。ただ、ですからそのやり方等に関しましてはこれから検討していかなければいけないと思っておりますが、探査をするということはやっぱり水道を引いていかなければいけないということで探査をするわけでありますので、探査をしたからには前に進んでいくように議論を進めていかなければいけないと考えております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 町長の答弁の通り、今から探査が終わったあとの話はそれに取りかかっていくような姿勢が見られましたので、ぜひとも砥用地区の水道を中央地区に引っ張っていくような形でも色々なやり方が考えられますので、人口減少に対する施策としてどうか水道のことを考慮していただければと思っております。

続きまして、町の観光の中のフォレストアドベンチャーについてお尋ねをしたいと思います。

町の観光の中で多くの利用者を期待できる施設として、平成24年、あ27年4月オープンしましたフォレストアドベンチャー美里ですが、交流人口の増加等を目的として整備をされております。「ここでしか体験できないことがある、大人は子どもに返り、子どもは大人に成長できる場所」というコピーもあり、子どもから大人まで幅広く体験できる施設であり、体験することで教育的な効果として、子どもの自立心を養う場として、自分の安全は自分で守ることを学び、大人はリスクマネジメントの能力養成にも繋がるとされております。現在、アドベンチャーコースとロングジップスライドの2種類がコースとしてございます。このコースには利用可能条件として、身長140センチ以上または小学生4年以上とされております。

家族で来場され、この利用可能条件を満たしていない子どもがおられた場合は、現在はどうのようにして過ごしておられるのかまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それではご説明いたします。

利用できない子どもさんは、当然ながら保護者と同伴でお越しいただいております。利用されているご家族、御兄弟でしょうけど、下から見られるとか、一緒に下から同行するっていうのがほとんどであり、あとスタッフが、手作りをした木製パズルや魚釣りに見立てた、引っかけて遊ぶような遊具も、スタッフが作っております。それでも時間が難しいのでガーデンプレイス内の、遊具等で遊ばれているというのが現状です。ただ、予約されてる方は、小さい子どもさんが利用できないというのは事前にスタッフのほうから言っておりますので、隣のキャンプ場あたりで宿泊された方は当然そういうほうを知らないんで、なかなか時間を潰すっていうのが苦慮されているというのをお聞きしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） スタッフの方で木製のパズルなど遊ぶ環境をつくっておられるということで、非常に嬉しく思ったところでございます。全国のフォレストアドベンチャーでは、この利用可能条件を満たしていない子どもたちのために、身長110センチ以上かつ5歳以上でできるディスカバリーコースや身長が110センチ以上のキャノピーコースもアドベンチャーコースと併設されている施設もございます。

国会陳情の翌日の視察では、山梨県の鳴沢村にある日本で第一号とされて、第一号として生まれましたフォレストアドベンチャー・フジを視察をしております。その施設にはアドベンチャーコースとディスカバリーコース、キャノピーコースの三つが揃っており、そのほかにもクリフ、チャレンジャーや遊具も整備されていて、小さい子どもさんも含め、楽しめる環境を整えられておられました。新しいコースを整備するには用地の問題や整備費も考えなければなりません、投資に見合うだけの来場者が望めるかもしれません。また、佐賀県でも県議会が主導でフォレストアドベンチャーの建設を考えられており、10月に美里に視察に来られております。このように九州でも現在は3カ所でございますが、まだ増えるかもしれません。勝ち残るためにはほかの施設より優位な環境整備も必要ではないかと思っております。今後施設の対応策をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

全国には31カ所のフォレストアドベンチャーの施設がございます。そのうち20カ所についてはキャノピーコース等を併設しており、例えば福岡県の糸島の場合です、アドベンチャーコース、キャノピーコース、両方ございまして、約4万人、美里の1.5倍以上の集客があります。当然ながらあのフォレストアドベンチャーのコースの中で冬場が営業できないパークもございます。しかしながら、今後考えられるのがレーザータグとかマウンテンバイク、トランポリンなどのサブコンテンツを充実させた一日滞在できる施設が展開されているパークもございます。一つのコースよりも、幅広い年代が利用できるっていうのは当然ながら有利になると考えられます。今後は最終日に議案提出をさせていただきますが、指定管理者への、結果もよりますが、現時点で今の施設の中で整備できるっていうのはキッズコース、あるいはレーザータグ、先ほど申しましたが、レーザー銃でこう撃ち合うという遊びなんです、そういうのは可能であります。しかしながら、キャノピーコースとかディスカバリーコース、当然ながら新たな土地が必要になってまいります。当然ながら今後の指定管理者の候補者と調整や当パーク周辺の、関係自治、地権者あるいはあのう現地辺りも、可能かどうかを見ながら、利用者のニーズに対応した施設を整備し、併せて費用対効果も当然ながら考えながら、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 課長の話では糸島がいろいろなことをされて、子どもさんも楽しめるということで1.5倍の集客があるという。まあ福岡県内に近いという立地条件も踏まえてということでもありますけども、美里は美里の環境を有意義に働かせるためには九州のど真ん中ですよというようなイメージでですね、PRをしていくのも一つの手であると思っております。まあディスカバリーコースやキャノピーコースもできるということはできるんでしょうが、まあこれには先ほど言われたように費用が絡みますので、そのところを投資的に投資をするのかということだけ町長にちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 投資をするのかどうかというお話でございますが、先ほど課長のほうからも説明がございましたが、現時点でもできるレーザータグあるいはキッズコースというものもございます。このレーザータグというものはこれレーザー銃で競い合うサバイバルゲームです。今非常に流行ってるというふうに聞いてます。そういった意味では何があうのか、そして、ようは来たはいいけどもできなかった人たちをどう拾っていくのかということが大事でありますので、そういう方々に何

が合うのかということをもまず考えなければいけないと思います。その後、例えばキャンピーコースがやっぱり一番いいのではないかなというような結論、方向性が出たとするならば、今度はその次に土地が取得できるのか、どれくらいの予算がかかるのかということをやっぱり慎重に議論をしながら進めていかなければいけないと思っておりますので、じゃあ今ここですぐそりゃもう投資をしますとは言いにくい話であります。ただ、そういう来たはいいけども何もすることがなくて、時間を持って余している方がいらっしゃるということはもう非常にもったいない話ですし、何らかの手だてはしなければならぬというような思いは持っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 今後いろいろな側面から見て検討をされるということでございます。昨日のあのう条例改正の中でB&Gのヨットの件も出ましたが、周辺にはキャンプ場もあり、そのヨットができる環境もあるということで既存を活かすってというような形も全然夏場はいいのではないかなと思っております。また、湖面にです、江津湖にあるようなその遊覧船ではないんですけどもそのようなこともできるのではないかなと思っておりますので、可能を、ができるのを進めてもらって、来た方々に満足いくような形をとっていただければと思ったところでございます。それでは最後の質問に入ります。

現在の防災行政無線は設置年数の経過や文字入力での音声など聞き取りにくいなど苦情があっていると聞いております。また、受信器は製造が終わっていて新しい受信機は購入できないというようなことも聞いております。現在、この防災行政無線の苦情の内容についてどのようなことが伝えておられ、伝えてあるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在の防災行政無線の設備は、平成18年度に整備され平成19年度から運用を開始し、今年で13年目となっております。当時の計画調査において、放送範囲が広範囲であるため、住民への伝達が円滑かつ確実になされるよう個別受信器を主体とした機器の配備といたしております。導入から12年を過ぎ、経年劣化や落雷による故障、樹木の育成等環境の変化による電波伝達の低下等により受信の不具合が多数報告されるようになっております。不具合の内容としましては、受信しなくなった、雑音が生じて聞きとれない、音声は流れるが聞きとれない、途切れ途切れで聞こえる、ピーピーあるいはカタカタという音がするなどでございます。これに対しましては放送終了信号の受信不良や電池切れなど簡易的なものにつきましては

電話で対処方法をお伝えしており、それ以外は現地での調整や機器の修繕、交換等で対応いたしております。その件数といたしましては、平成28年度が251件、平成29年度が218件、平成30年度が184件、今年度、令和元年度11月末で106件というような状況となっております。

なお、受信器の製造に関しましては基本的に中止となっておりますが、今のところ受注生産により製造をお願いしているところでございます。その台数としまして、平成28年度、29年度におきましては10台ずつ、平成30年度には80台、今年度も50台の購入を予定しているところでございます。ただ、部品調達等の関係で納品に半年以上かかるというのと、いつ製造が完全に打ち切りになるか分からない状況となっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 現行のシステムは18年度整備をされて19年度から運用ということで、28年から、の報告では251件の、まあ連絡があったと。29年が218件、31年が184件という非常に大きなやはり聞き取りにくいというような状況があると思っております。受信機も先ほど言われたとおりに受注して購入するような形でいつ入るか分からないというような状況でございますので非常に心配をしております。本年も日本各地で台風災害など甚大な災害が発生しております。町民への緊急の避難情報が行き渡るのか、役場からの情報伝達がうまく伝わるのかという観点から、11月に総務常任委員会で滋賀県の米原市に行政視察にまいりました。この米原市は携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システムを導入されております。米原市は四つの町が合併してできた市で、旧町単位で異なる無線でアナログ方式であったため、2022年12月にアナログ電波の使用ができなくなることで、平成26年度から整備スケジュールを立てて整備をされております。平成26年度に基本計画の業務を発注をされ、基本計画の策定、議会議決、契約締結などをされ、平成29年度から設置工事をされ、平成30年度本格運用をされておりました。防災情報伝達システムの特徴は、携帯電話通信網を利用して屋外スピーカー、スマートフォン、ガラケー、タブレットに配信される仕組みでございます。スマートフォン、タブレットは防災アプリをインストールすることで情報の受信が可能になります。携帯電話ではメールの受信になるそうです。従来の防災無線では、米原市でも市内だけで音声のみ世帯ごと一度きりの情報配信だったことがシステム導入により、どこでも音声または文字で各個人に何度でも見直すことができる情報配信となっております。また、スマートフォンや携帯電話を持っておられない方には専用のタブレットを配付をされております。また、各自治会長、各避難

所には放送機能付きのタブレットを配付されており、例えるならばコンテナ回収の日に雨が降った時など、中止の連絡を美里でいえば区長さんから自らの地区の放送ができるような仕組みでございました。この情報伝達システムは既存の携帯電話の通信網を利用することで事業費も抑えられ、個人に情報が伝わり、何度でも確認が取れ、地区内での放送も可能であることから、今後町が更新する場合、参考になるシステムであったと思っております。この米原市に副町長も同行していただきましたので、実際に見て感覚が分かっておられます。行政におられる立場でこのようなシステムについてどのように感じられたのか、副町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 行政視察を同行させていただきました。それを受けて、今後の方針についてどのように考えているかというお尋ね、というふうに認識しております。スケジュール的なことも含めてとは思いますが、スケジュール的なものにつきましてはこのあと総務課長のほうから説明をいたさせますので、私のほうからは本町において今後整備する場合の方向性とか、求められるものについて少し説明をさせていただきます。

ただいま議員より滋賀県米原市での行政視察のお話がありました。私も同行させていただいたところですが、内容については今詳しく説明がありましたので、私のほうからもう差し控えたいと思っておりますが、大変有意義な行政視察であったというふうに思っております。今後、本町において防災情報の伝達手段を検討していく上で、非常に参考になるものであったというふうに認識をしております。内容的にはいい面、悪い面、デメリットあたりもあるのかなというふうな認識を個人的にはしたところがございます。ご承知の通り、防災情報につきましては本町のような防災行政無線、個別受信器や屋外拡声器を利用しているもの、や米原市のように携帯電話通信網を利用するもの、あるいはケーブルテレビ、Lアラートや緊急速報メールなどさまざまな手段で情報が発信をされているところです。これから防災情報の伝達手段を考えていくときには、当然あのう財政的な部分というのも非常に重要なウェイトを占めてくるというふうには思っておりますが、これからの時代を見据え、やはりあの拡張性の高いものでないといけないというふうな認識をいたしているところです。一旦構築をすれば、15年20年とこう長くこう使っていくものでもありますので、今国のほうでも提唱しておりますSociety 5.0の時代の到来であったり、あるいは今後展開されます5Gあたりの転換の状況そういうのを見据えた仕組みあたりを構築していくということは重要なのではないかというふうに思っております。なおかつ災害時には防災行政無線やLアラート、緊急速報メールなどさまざまな手段で情報を発信をしておりますので、入力作業に多少職員に

負担がかかることがあります。ですので、新たなシステムについてはその入力作業が負担にならないような仕組み。なおかつあの、災害時なおかつデジタル機器の操作に不慣れな年齢層の方にも有効な情報の伝達が行われるような仕組みにしなければならないというふうに考えているところでございます。情報通信技術、これはもうご承知の通り日進月歩でございます。今最新であってもすぐに新しいもの変わっていく、そういう時代でございますので、なかなかあのどういうのが一番いいのかっていうのは非常にこう難しい面もありますけども、そのあたりは専門家の話を聞いたり、あるいは議会、住民の方々のご意見や先進事例を共有することによって、本町の特性にあった効果的な情報伝達手段が検討できるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 一緒に同行していただいて、本当にメリット、デメリットという観点から副町長は見ていただいております。副町長のお話の中にスケジュール的なことがもう話をされましたが、執行部的にこの防災無線について計画が、更新の時期の計画があるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在の防災行政無線のシステムのうち、関係規格の改正に伴い、今のままでは令和4年11月以降の使用ができなくなる設備がございます。その調査及び対応が必要となっている状況でございます。そのため、システムの更新について早急に検討していく必要があり、現在防災交通係におきまして、予備調査及び資料収集を行っているところでございます。今後のスケジュールの案としましては、検討委員会を設置し、令和2年度までに検討項目の選定及び決定、基本構想及び更新内容や行程の検討を含む計画の策定を行い、令和3年度中に実施設計及び関係機関、団体等の必要な協議調整を行い、令和3年11月ごろまでに整備工事を発注し、操作説明会や試験運用、各種調整等を経て、平成4年10月ごろまでに事業を完了し、同年11月に運用を開始するという更新期限を令和4年11月に設定する方向で検討をしていきたいと考えているところでございます。検討を進める中では、既存の設備を活用できるのか、全て新たな設備とするのか、先ほど研修の内容としてお話がありましたように、同報系ばかりでなく移動系や携帯、タブレット端末等の機器との活用、併用及び活用はできないかなども検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 今、総務課長の話でよりますと、器具がもう更新しなければいけないような期間が令和4年11月ということで、それまでにスケジュールを立ててという更新のお話でございました。大きな台風が本当に、日本を全国襲っておるところであり、美里町も山間部を控え、ホントに災害等が発生することも考えられますので、町民への避難のこう伝達というのは非常に大きなウエイトを占めていかなければならないということで、今回質問をさせていただいたところでございます。スケジュールが立てるような形になっていって、町民が早く情報を伝達を受けられるようにそういう環境を整備していただければと思っております。

以上で通告しておりました質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

時間ははよございますが、ここでしばらく休憩をします。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田君。

○4番（坂田竜義君） 議長。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田でございます。通告に従いまして3項目にわたりまして質問をいたしたいと思っております。1点目は幼児教育保育の無償化について、2点目が農業農村政策について、3点目は高齢者の生きがいづくりについてお尋ねをいたします。

まず、幼児教育無償、幼児教育保育の無償化の関係でございますが、ご承知のように10月1日から消費税が10%に増税になりまして、その関連で政府からは幼児教育保育の無償化ということを打ち出されております。この内容についてですねまずどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

本町の保育園、認定子ども園を利用する3歳から5歳児クラスまでの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児のクラスの子どもの利用料が無償化の対象とな

っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、そこですね、いろいろあの熊日を含めて新聞でいろいろと取り出たされておりますけれども、この副食費が、今まで払ってなかったのが払わなくてはならなくなったとか、いろいろ問題が出ているように思いますが、副食費の負担の状況はどうなるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

副食費の取り扱い、施設への直接納付または保育料の一部として保護者の負担としておりますが、10月からの幼児教育保育の無償化においてもこの考え方を基本としております。3歳から5歳児クラスの1・2号認定の子どもの保育料は無償化となりますが、副食費については無償化の対象とはなりません。また、0歳から2歳児クラスの3号認定の子どもについては副食費が保育料の一部に含まれるため、同じく保護者の負担となります。ただし、年収約360万円未満の世帯の子どもについては副食費が免除されます。また、第三子以降の子どもについて所得の階層により、副食費が免除される世帯があります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） あのう基本的にこの幼児教育保育の無償化ということで打ち出されましたので、その副食費も含めてですね無償化になるんだろーと思われたところ、結構多いわけですね、話を聞きますと。で、その中で9月の24日の熊日新聞に出ましたけれども、いわゆる独自にあのう自治体独自で、あのう制度を補っているというのが県内で12市町村あるということで、宇城におきましても隣の宇城市、まあ芦北とか津奈木とかこの列挙してございますけれども、宇城市においてはですねそういう部分について全部市から補助するところということが出ております。県内12市町村ですから全体では31の12ですからそういう状況ですけれども、せっかく本町におきましては、子育て支援については、かなり県内でも先行していると私は思っております。医療費も18歳まで無料化したり、いろいろ新しく子どもができたところの支援とかかなり他の市町村よりも先行しております、子育て環境は非常に整っているというふうに思っておりますけれど、この今度の幼保無償化の関係で隣の宇城市がそういう副食費等について補助しているということになりますと、ちょっと遅れをとるといふ形になりかねませんので、せっかく、こういういろんなこのいい流れで子育て支援の政策を打っておりますので、ぜひ新年度におきまして

は、この部分についての、もう3の方に移っておりますが、ぜひ新年度において措置ができるようにぜひ考えていただけないかということについてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 国の利用者の所得階層区分によりまして、議員がおっしゃいます副食費の保護者負担につきましては算出いたしております。その中で副食費の負担が新たに生じる世帯がございますが、現在町独自の支援は行っていない状況でございます。しかしながら、これは近隣の市、町との兼ね合いもございますが子育てに手厚い政策を展開する美里町という思いの中で、副食費の無償化の新年度予算計上も見据え、前向きに検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） よろしくお願いたしたいと思えます。いろいろ、この今度の増税に伴いまして県内の施設におきましては、県内では確認されていないということですが、要するに保育料を便乗値上げするというのが全国的に非常に多くなっているということが指摘されております。県内においては今のところ確認されておられませんので、町内においてはそういうことが無いようにですねぜひ指導方をお願いをしておきたいと思っております。今度の幼児教育保育の無償化についてはメリット、デメリットというのが指摘されておるわけですが、デメリットとしてはまずそのいわゆる無認可の保育園まで対象としてありますので、非常に一番保育士を不足するというのが言われております。それから保育園とか幼稚園全体の質が低下すると。それと待機児童が逆に増えはせんかということ。この4点目には消費税増税に伴う経済的負担が増えると。現に消費動向を調べた結果が出ておりますが、10月1日に増税されましたがその前に駆け込みで9月にはずっと消費が少し伸びたということで今になってみるとずっとまた買い控えというか下がるとということでありまして、そういう意味では当然その8が10になるわけですから個人の懐はあの負担が増えるというところは当然予想ができるというふうに思います。また財源不足ということでもう早々に財源不足が指摘されております。来年度、今後の中で財源不足によりまして、将来的にさらに増税の可能性あるんじゃないかという様な指摘がされているわけですが、で、またメリットとしては子育てにおける金銭的負担が低減される、2点目として幼児期の教育が全体的に活発になる、あるいは3点目は経済力に関係なく平等に教育を受けられるというこのメリットも指摘されておるわけですが、元々もうこの消費税の増税に伴う措置としてはなんかいきなり出てきたような感じもいたします。ですからそういう面で早急な制度導入のために不備が露呈しているという新聞の指摘もございませうけども、やっぱ不備な点は徐々に是正をしながら、先ほど言いますように副食費とか、ある

いはほかにも送迎バス代だとか行事費とか、保護者の負担になる部分についてもぜひ考慮していただいて、子育て支援の政策については、さらに強く打ち出していきたいようにお願いしておきたいと思います。

次に農業農村政策についてお尋ねをいたします。まず、よう私今からお尋ねするものほとんど日本農業新聞がネタでございます。非常に農業新聞はですね、かなりいろんな政策課題について詳しく載せておまして非常に私も毎日見ておるところでございます。その中で最新の色々な言葉で出ておりますけれど、2019年6月17日から日本農業新聞におきましてはスマート農業ということで、ずっとシリーズで連載されております。まず、ゆらぐ基ということでずっと連載されておまして、それから10月から危機のシグナルということでずっと連載がされております。まずスマート農業っていうのが、なかなかまだ言葉は聞きますけれども馴染みがないと一般的にはそう捉えられていると思いますので、このスマート農業の推進についての基本、スマート農業とは何かということから。それからこのスマート農業の推進についての基本的考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

スマート農業につきましては、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、農作業の省力化など労力の軽減や農業技術の継承などを目的に、平成26年度より取り組みが開始をされております。現在はスマート農業実証プロジェクトとしてトラクターなどの農業機械の自動走行実験や、積み下ろし作業などの重労働を軽減するアシストスーツの開発、AIを使ったドローンなどによる農薬の散布など全国69カ所で実証実験、研究が行われております。スマート農業のメリットとしましては、省力化による圃場の拡大や収量の向上、肉体への負担の軽減、農業技術のデータ化による技術の継承などが見込まれております。

一方ではスマート農業のデメリットとして、機械や製品、サービスが高価で導入できる生産者が限定的であること、ICT機器のソフトウェアのデータに、ソフトウェアのデータの形式にばらつきがあること、スマート農業実施者のICT機器操作技術の習得が必要となることなどが指摘をされております。このように導入にあたっては機械の導入費用が高額であることから、どれぐらいの経営規模で導入するのが適当であるのか。過剰投資にはならないのか。などの検討が必要となってきます。地理的条件での作業効率の問題など、美里町のような中山間地域での実情に合った農業の新技术の導入について、今後見極めが必要になるというふうに考えております。またスマート農業への取り組みに向けて、熊本県が町内の圃場整備の工事を実施をした用來地区におきまして、スマート農業についてのアンケートを今年度

行うこととしております。まだ導入する機械、時期についてはまだ確定はしてはおりませんが、そのアンケートを基に今後中山間地域においてスマート農業として取り組む場合は、どのような機械や設備が農家からの要望が多いのか、実際にそのような機械を中山間地域で使った場合、どのような効果があるのか、使い勝手はどうなるのかなどの検証が見込まれますので、その結果を踏まえ、農家への周知と併せてこのようなスマート農業に取り組めるような集落営農組織などの経営体の育成にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今、説明がありまして分かりましたが、一応、日本農業新聞でもいろいろ例示してございました。水稻大規模法人に対してはロボトラ、それから相馬市の中山間地ではドローンを使った農薬散布、あるいは集落へのこれは山口県ですかね、ICTの管理システム、酪農におきましても牛舎の自動管理、大規模複合経営として水管理、無人トラクターとこういったものが例示されてあります。今、説明がありましたように2019年に県では本格的にスマート農林業の推進をする、推進元年だというふうに位置づけておりますけれど、2018年に実証プロジェクトとして61億円、2019年には農業、農業情報サイトという開設するとなっております、私もアクセスしてみましたはまだこれできていないですかね、あの2019年度中に農業情報サイトというのを開設するとなっております。それからICT活用した山林の所有者情報を整備すると、その外国人労働者に対してもあれよパイロット地区を2カ所設定してあるとかいろいろ県の計画が出ておまして、この2019年度はまだ年度が終わっておりませんので、途中経過だろうというふうには思っております。非常に今ありますように本当に便利でも本当に経営にプラスになるのかといういろいろな疑問が出ているというふうに聞いておりますし、非常に、平坦地の大規模なところなら、このスマート農業というはある程度定着するかもしれませんけれども、高額な機械を使ってですね、この我々のような中山間地にどれだけこの適応ができるのかという点についてはいろいろとまあ疑問もありますけれども、ただ、いろいろ今言われたように由来地区においてはアンケートをとってどういう機械でやろうとするのかちょっとお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まだ具体的に、どういった機械というのは決まっておりませんが、今のところ地元からの要望といいますか、っていうことではあのお法面を自動で草を刈ることができるまあ自動草刈り機ですね、リモコンで動かすような自動草刈り機などにつ

いてですね要望があがっているというようなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、大体分かりました。非常にあの中山間地に適応する方法としてはいろいろ工夫が必要だとは思いますが、でくっだけモデル地区を設定するなどしてですね、やっぱ一般の農家、農家にですね分かりやすいような取り組みをぜひしていただきたいというふうに思っております。

2点目は、食料・農業・農村基本計画見直しについてお尋ねいたします。

この基本計画についてはこの10年刻みの計画ということで、5年おきに見直すということですかね制度としては。来年度から向こう10年間の計画策定が今作業がされているとこのように聞いているわけでありまして。非常に基本法に基づいて基本計画を作るということですが、一説によりますと、ものすごい大体1年以上かけて前から議論していかなくちゃならないのを、なんか半年くらいでまとめようとしているように、いろんな学者先生達もちょっと批判されておりますね。ですから、性急に10年間の計画を立てるのにはちょっとどうかなという疑問もございますが、まあ何を聞きたいかと言いますと、この大きな国の基本計画ではありますが、実際は現場としては我々のような中山間地の農業がどう生きていくのかということに少し焦点を当ててもらわないと、中央で研究者とか学者先生達が集まって、立派な計画だけつくってもらってもなかなかこれは定着しないんじゃないかとこのように思います。そういう意味で、こういう田舎の中山間地等の意見の反映というのをですね、この国のそういう討議機関の中でどのように意見が反映されていくのか。そのあたりについて、どうなってるのか尋ねていたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、5年ごとのこと食料・農業・農村基本計画につきましては現在5年ごとの見直し時期を迎えているところであります。そのような中、国は農林水産物輸出の1兆円目標を掲げるほか、農地の集積・集約化や大規模経営体の育成など、構造改革による農業の成長産業化や強い農業を目指した政策展開を進めているところでありますが、過度に農業の生産性を追求した政策は条件によっては地域の働く場やコミュニティ形成の場を消失させ、中山間地域をはじめ地域の人口減少をさらに招き、集落の維持・発展を阻害することが強く懸念されます。このような中、美里町を含む全国町村会では、今後の農林漁業、農産漁村のあり方に関する研究会を設立し、都市・農村・共生社会の創造をスローガンに、これからの農業・農村政策のあり方についての提言として取りまとめを行ったところでございます。また、先日行われました全国町村長大会におきましても、国に対し特別決議も

行ったところ、特別、国に対する特別決議も可決をさせていただいたところがございます。その中身、詳細につきましては非常に長くなりますので省きますが、農業の発展と農村の振興のバランスを取っていく必要があるというふうに思います。また、この特別決議の中にも農村に関する国と自治体との協議の場を設置するとともに、特に農村政策については府・省連携により総力を結集することと、つまり、地方の自治体の話もしっかり聞いてくれというような内容も含めた特別決議を行ったところがございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい。ぜひそういうことで、町村会、これは地方6団体全部関連してくるだろうと思いますけれども、お願いしたいと思います。向こう10年間のこの農政の基本方向ということでございまして、今の政府は当初から農業の成長産業化ということで、旗印に農政改革をやってまいりました。ただ10年間で農地利用の8割を担い手に集積して、法人経営体を5万法人に増やすということなどが目標とされましたけれども、家族農業に配慮する姿勢が非常に弱いと。こういう指摘がされております。家族農業を守ることは農業・農村の実情を踏まえないと極めて、踏まえると極めて現実的な対応だということでございまして、このあたりをぜひ今後ともですね、政府に対して重視をしていただくように要望していただきたいとこのように思っております。中小規模農家の経営縮小や離農によって流失する農地の担い手の規模拡大だけでは受け止めきれないということでございまして、農地の減少これは規模拡大だけでは守れなくなるとこのようにことですので、ぜひその実情をよく町村会と通じましてですね、政府に伝えていただきたいとこのように思います。

続きまして、農福連携ということで、お尋ねいたします。

農業とまあ福祉の連携ということで農福連携ということで、よく今新聞等に出てまいります。担い手不足、雇用の場確保という狭い視野でなくて、今後は観光とか教育とか医療、その他の一次産業、商工業とも繋がって、持続可能な地域づくりの基とすることが非常に大事だという指摘でございます。今後、この障害者だけでなく高齢者あるいは育児中の人、引きこもりの人、生活困窮の人等も含めて、そういう人も視野に入れてこの農福連携を図っていくべきだという指摘がされておりますが、現、農福連携のこの町の現状としてはどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農福連携は、農業と福祉が連携をし、障害者の農業分野での活躍を通じて農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組

みとなっております。また、年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上が期待をされております。農福連携の取り組みの形態につきましては大きく三つの形態に分かれております。まず一番目は、農業者が障害者を直接雇用する形態。二番目が社会福祉法人や障害者就労支援事業所などが農業に参入をする形態。三番目が農業者が作業の一部を障害者に担ってもらう作業請負という形態の三つになっております。現在美里町におきましては、三つの事業所において農業に取り組んでおられます。大根や白菜、シイタケやお茶などの生産が行われております。それぞれの事業所において、農業に精通をした職員の方が配置をされており、その内二つの事業所におきましては近隣農家などへ農作物の植え付けや収穫作業、草刈りなどの作業を請け負っておられます。このような取り組みは農業者にとっても労働力の確保、農地の維持などのメリットがあり、障害者にとっても就労先の確保、一般就労のための訓練など、お互いにメリットがあるよい取り組みだと考えております。また、障害者の雇用や就労を目的とする農園整備、農機具倉庫などの付帯施設の建設など、ハード面での整備や農作物の生産技術習得、販売方法の研修などソフト面に対する国の補助事業なども用意をされておりますので、今後は各事業所などにも随時情報提供などの周知を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この農福連携の取り組みでございますが、今回、農福連携の事業に取り組んでいらっしゃる施設等に聞き取りを行いました。その中で全ての施設において、現在法人単独で機械等を購入をされているというような状況であります。今、課長からも説明がありましたが、非常に有意義な取り組みであるというふうに認識をしているところです。現在、農業法人あたりへの補助金っていうものはございます。また美里町では町単独で小型の農業機械導入等の補助を行っているところでございます。そういった意味では、今後この農福連携におきましても、これらの制度を活用して、何らかこう手助けができないかということも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） よろしくお願ひしたいと思います。非常に今深刻な担い手不足ということもありますし、非常に有効な農福連携の方策については、有効な手段であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、生産基盤の強化ということでお尋ねいたします。

肝心な農地と担い手が減りまして構造的弱体化が進んでおります。農業新聞のゆ

らぐ基というのがずっとシリーズで先ほど紹介しましたように載ってきました。危機のシグナルということで連載してありますけれども担い手の高齢化、耕作放棄地の増大の実態、直接支払制度でも支えきれない状況が出ているということで指摘をされておりました。全国的に農地が1995年に504万ヘクタールだったのがですね、2018年には442万ヘクタールの62万ヘクタールが減ったと。それから農村の高齢化、担い手不足は予想を超えるスピードで進んでいるという指摘がございます。そういう意味で、この生産基盤の強化についての基本的考え方についてどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農作物を作る上で田んぼや畑などの生産基盤の強化につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足、労働力の減少などもあり、圃場整備や用水路の整備など農業の基盤整備が求められているというふうに考えております。持続可能な農業を行う上で、自分で耕作する場合それと農作業を個人や機械利用組合などに委託をする場合においても農地の区画拡大や農地に繋がる道路など、できるだけ耕作条件をよくしておくことが必要だというふうに思っております。

そのような中、町では小規模な農地整備や農道の改修などには美里町土地改良事業費補助金による補助、大規模な圃場整備や用水路改修などにつきましては、県営土地改良事業などを活用して生産基盤の強化を計っているところでございます。現在、県営事業では圃場整備や用水路改修工事を行っておりますが、次の取り組みに向けての要望につきまして、町内全域を対象に今年度中に要望調査を実施する予定というふうにしております。要望が挙がってきた中で取り組む内容など、地域の要望に合った事業メニューの選定、事業実施に向けた条件の把握など、地域との話し合いを今後進めていきたいというふうに考えております。

また、各集落が行う生産基盤の強化につきましては中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した共同活動として農道の舗装、用水路の補修などに取り組んでいただいております。多面的機能支払制度につきましては、一部遅れて取り組みを開始された協定を除きまして、今年度より二期目の取り組みを行っております。中山間地域等直接支払制度におきましても、現在、四期対策の最終年度を迎えており、次期第五期対策の実施について12月中に各集落協定に対する説明会を開催するという事としております。次期五期対策からは、5年間という事業期間が長いため、その期間保全できなくなった場合の交付金の遡及返還や、協定のうち全体への返還金波及への不安から取り組みの面積が減少が見込まれるため、交付金の遡及返還措置の見直しが行われるということになっております。町としましても、

農業の生産基盤の強化を図る上で農地の圃場整備のハード面での基盤整備に加えまして、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度などの共同活動が生産基盤の確保や、農地の保全という観点から重要な役割を担っているというふうに考えております。高齢化や人口減少による担い手不足により、取り組み面積につきましても今後減少が予想されますが、今回のような制度の見直しを踏まえ、各地域や集落協定に対して制度の周知・徹底を行いできるだけ多くの農地が維持・保全できるように推進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 分かりました。よろしく取り組み方お願いしたいと思います。

最後に、5項目に、これ平成29年度ですか。県の中山間地農業モデル地区支援事業実施要領というのが、今持っておりますけれども、豊富・涌井地区だったと思っておりますけれども指定されまして、今モデル事業が進められておりますが、その現状がどうなっているかをお尋ねします。というのが、先ほどのスマート農業との関係で、この実施要領の策定当初では、今先ほどの由来地区のようないわゆるリモコンで動く草刈機とか、そういったものは想定されてなかったかもしれませんが、新たにこの三カ年計画でしたかね、五カ年かな。途中でそういうスマート農業のに関連するように機械を導入してこの試験的に実施するようなことはできるのかどうかも含めてお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

熊本県中山間農村モデル地区につきましては、平成29年度に熊本県の県単独補助事業として事業が始まっております。その後、モデル地区としての地区指定のあと、事業期間が平成30年度から令和2年度までの三年間ということで事業が開始をされております。本町におきましては涌井地区と隣接する豊富地区の一部を対象に地区の指定がなされ、平成30年度におきまして住み続けられるふるさとづくりをスローガンに、涌井・豊富中山間農業モデル地区ビジョンが作成をされ、そのビジョンを基にですね計画をされた取り組みにつきまして現在進められているというところでございます。本地区のビジョンにつきましては、高齢化による担い手不足や不整形な狭小農地の問題、耕作放棄地対策など地区が抱えている課題に対しての対応策が提案をされております。具体的な対策としましては、耕作道路や用排水路の整備などの小規模な農業基盤整備の実施や、美里カボチャなどの高単価作物の導入のほか、フットパスなどの地域の環境を活用した環境事業との連携が計画をされております。計画をされた事業の中で昨年度まで完了した事業内容としましては、

耕作道路、用排水路の整備、それと農業用機械格納庫の整備等につきましては、完了をしております。本年度に農業用機械の導入、来年度に暗渠排水の整備が計画をされております。議員ご指摘のスマート農業についての取り組みということに、まあ途中で追加はできないかということになると思いますが、まあ元々ビジョンを作りましてその中の計画に沿って今事業をやっているというようなことになっておりますので、途中での追加についてはですね、難しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 大体分かりました。とにかく中山間地の農家の現状で非常に厳しいものがございますので、先ほど言われましたような着実にこの政策を進めて、前に進めていただきたいとこのように思います。

3点目は高齢者の生きがいがいづくりについてお尋ねをいたします。

1点目は、いきいき100歳体操ということ、あるいは通いの場づくりということで、いろいろ取り組みが進められております。私たち社会文教委員会も昨年、鳥取県の智頭町八頭町とか、視察に行きまして非常にためになったといえますか、勉強してきたところでございますけれど、この間ずっと新聞記事ば見ておりますとですね、山都町緑川の老人会では毎週通いの場で毎週集まっておられて、大体70歳以上の方が30人大体集まって最高齢は88歳ということで非常に、健康寿命を延ばすという意味では有効だということで、皆さんの感想も少しずつ体力がついて皆生き生きしているということで、活動を続けてみんなが元気で長生きしたいとこういう感想も出ておりました。玉名市の横島公民館においてもですね、ここは関連しますけれどもこの認知症予防に特化してとというか、内容的にはそう変わらないように思いましたけれども、そういう認知症予防に特化して脳トレとか、そういうことをやっているという記事が紹介されておりました。非常に高齢者の対策については非常に本町におきまして、私は進んでるといふふうに思っておりますけれど、この一つ、いろんな生きがい対策では、今グラウンドゴルフが非常に盛んですね。大体協会には当時ピークの時は500人くらい入っておられたということも聞いたことがございますけれど、この非常に熊日にも成績が出てまいりますし、このグラウンドゴルフのうちの坂貫のグラウンドは毎日午前午後満杯で、本当にいっぱいやっておられます。非常にこりゃ健康長寿のためには非常にいい取り組みだといふふうに思っております。そこで1点目はいきいき100歳体操、通いの場づくりの本町における現状と方向性について、どうなっているかお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

通いの場は、平成30年度から住民主体による介護予防事業として各地区の公民館などで体操したり、趣味を楽しんだりする活動を行っております。通いの場の現状としては、現在23グループ、260名の方々が登録されています。主な活動として100歳体操による筋力体操、お口の体操等を行っております。また、令和2年度から認知症予防の脳活性化プログラムを導入し、認知症予防の取り組みなどを計画しております。

なお、今後の方向性としては、町民の健康寿命を延ばすためにも通いの場の立ち上げの普及を進めていきたいと考えております。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を、一体的に実施していくとともに、住民主体による健康づくりや社会参加などの活動を支援してまいります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、大体今、現状は分かりました。いきいきサロンっていうのが従来から行われておりますけれど、これは大体月1回ですよ基本的に。でもいきいき100歳体操っていうのは週に1回ですかね。てそういうことで、今いきいきサロンはもうこれ非常にあの県下では先行しての取り組みだというふうに聞いておりますけれども、このいきいきサロン、現在行われているいきいきサロンからこのいわゆる100歳体操のほうに週1回のほうに段々移行させて行こうっていう方向なのか、それとも今は今でそのいきいきサロン、月1回のいきいきサロンと、こっちは別立てて考えているのかそのあたりはどうなっていることかお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

いきいきサロンについては今議員がおっしゃったとおり、各サロン月1回程度開催しております。町内の介護保健事業所に業務を委託し事業を行っております。しかし、介護予防の強化および業務委託料等の面から、今後は通いの場への移行も考えられると考えております。なお、いきいきサロンを開催しながら通いの場を行っているグループもございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。

3点目、認知症新大綱とその対応についてちょっとお尋ねいたします。

認知症新大綱というのが6月の20日ですか、決定されました。その前段の政府の大綱の素案の中には、いわゆる数値目標というのが掲げられておりましたが、あ

の本計画、大綱が決定された時点ではこの数値目標は見送りになったというこういう内容になっております。この認知症新大綱の、その詳しくはいいませんがその概要と、どういう取り組みをですね本町でしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

国では新しい大綱の基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で安心して暮らせる共生と、認知症の発病を遅らせる予防を車の両輪として、施策を推進していくこととしております。本町においても認知症対策として、早期診断、早期対応のための体制整備として、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進委員の配置、また認知症の方やその家族の相談体制として、地域包括支援センターによる総合相談などを行っております。医療介護関係職員の情報共有及び連携としては、認知症学習会、認知症専門委員会などを開催しております。また、認知症普及啓発については小中学校事業所等に対象に、認知症サポート養成講座の開催及び認知症は、認知症徘徊模擬訓練等を行っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 先ほどの説明の中で一応、いきいき100歳体操の中にも認知症のプログラムは入れていくと、新年度から入れていくというような説明でありましたので、ぜひそういう認知症新大綱の考え方という、対応も含めて、ぜひ活かしていただきたいとこのように思います。

ほか4点目の高齢者の生きがいくりの今後の展開ということでお尋ねいたします。

現在先ほど言いますように、グラウンドゴルフとか非常に盛んでございます。それからまた、この前これは11月の5日の熊日に載りました大きく載りましたですね、あのガンバルーン。このガンバルーンっていうのは非常にこれはやっぱこれも県下で非常に先行しているそうですね、このガンバルーンは。非常に私も出たことがありますけども、非常に面白いです。でこういうやっぱ県下で先行しているような取り組みはどんどんやっぱり伸ばしていただきたいと思えますし、あと、全体的にいろんなその老人会の諸行事がございまして、カラオケ大会だとかいろんなのをされております。そういうことで、大綱的に非常に難しいかもしれませんが、将来的なこの老人の生きがいくりに関する町の基本的な細々要りませんが、大綱的なものが計画としてあるのか、今後つくる計画なのか、そのあたりはどうなっておるかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

高齢者の生きがいがづくりの今後の展開につきましては、グラウンドゴルフなどによる体力作り、老人クラブによる社会参加などの活動とともに、新たな大綱にありますように共生と予防を推進するため、住民主体の通いの場を町内に多く展開し、無理なく楽しく過ごすことにより、心身の健康及び生きがいがづくりに繋がるのではないかというふう考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、ガンバルーン大会の話も出ましたが、ガンバルーン大会も非常に盛り上がりを見せているところでございます。楽しみ、生きがい、やりがいを持つことは元気の秘訣だと思います。高齢化率が高いからといって極端に悲観する必要はないというふうに思います。ご高齢の皆様が元気で活発に生き生きと生活できる環境をさらに充実させるために、さまざまなご意見をいただきたいと思えますし、町独自のそういう大綱も含めてですね、知恵を絞りながら考えていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） もう高齢化率が40何パーセントになりまして、県下では3位ということでよく言われておりまして、非常にただお年寄り元気です、ますます健康長寿ですね、で有名な町づくりのほうも一方ではぜひ政策的に進めていただきたいということで質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をいたしました。

これで一般質問を終わります。以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日12日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会委員長の指示により常任委員会を開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会し、明日12日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をいたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明後日13日金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時50分

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (金)

令和元年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月13日(金)

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務常任委員会委員長 (2) 経済建設常任委員会委員長 (3) 社会文教常任委員会委員長 |
| 日程第2 | 議案第79号 | 令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議案第80号 | 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第81号 | 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第82号 | 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第83号 | 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第84号 | 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第85号 | フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第86号 | 町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第87号 | 町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第88号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第12 | 同意第6号 | 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第7号 | 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第8号 | 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第9号 | 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |

- 日程第16 同意第10号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ
て
- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件につい
て

2. 出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高田美千子君 | 2番 光井博幸君 |
| 3番 今田政行君 | 4番 坂田竜義君 |
| 5番 上田孝君 | 6番 松永正憲君 |
| 7番 中川政司君 | 8番 吉田起登君 |
| 9番 上村則幸君 | 10番 福田秀憲君 |
| 11番 濱田憲治君 | 12番 吉田美好君 |

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

- | | |
|--------------|--------------|
| 町長 上田泰弘君 | 副町長 吉住慎二君 |
| 教育長 吉永公力君 | 総務課長 宮寄幸仁君 |
| 企画情報課長 下田幸輔君 | 税務課長 田上和則君 |
| 住民課長 山田輝臣君 | 福祉課長 中村武志君 |
| 健康保険課長 松永栄作君 | 経済課長 富永英司君 |
| 林務観光課長 高田浩幸君 | 建設課長 長井寿浩君 |
| 水道衛生課長 北島浩徳君 | 会計課長 池永英治君 |
| 学校教育課長 坂村浩君 | 社会教育課長 中川幸生君 |

5. 事務局職員出席者

- 事務局長 倉田辰実君 書記 津田里美子君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（吉田美好君） ここで、12月10日に上程をされました議案第78号、消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑の際、11番、濱田憲治君よりお尋ねのあった件につきまして、中川社会教育課長より説明の申し出がっておりますので説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

濱田議員よりご質問がありました議案第78号についてご説明を申し上げます。

別冊議案第78号資料をご覧いただきたいと思います。

別冊議案第78号資料の18ページでございます。

18ページの海洋センター船艇の種類の利用状況についてでございますが、平成28年度から本年までの利用状況についてご説明いたします。まず、平成28年度のカヌーの利用状況であります。利用者が23名となっております。続いて、平成29年度が103名となっております。それから平成30年度が190名、それから本年度が112名となっております。次のOPヨットから一番下のローボート（4人乗）までは利用はございませんでした。今後は利用がなかった船艇も含めまして、さらにホームページ等を活用しまして、多種多様な船艇をご利用いただけるような周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、中川社会教育課長の説明を終わります。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、今田政行君。

○総務常任委員会委員長（今田政行君） おはようございます。

総務常任委員会の活動報告を申し上げます。

昨日12月12日に、総務常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。出席者は執行部より宮寄総務課長、下田企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長と、議会より吉田起登委員、松永委員、濱田委員、私、今田の出席のもと、10時より委員会室にて行いました。

まず、各課長より所管する令和元年度美里町一般会計補正予算書について説明を受けました。まず、歳入で電源立地地域対策交付金とは別に、県補助金として熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金として1,000万円が本年度から3カ年交付されるということで、本年の使途につきましては、森林体験公園施設の備品として、安全器具ですけれども、の購入費に充てるということでございました。また、封筒広告料等の説明がございました。歳出では、宇城広域連合負担金、両庁舎の光熱水道費、空き家バンク登録奨励金、総合行政システム帳票等印刷代、町民税還付金等についての説明を受けております。また、空き家バンク登録件数27戸に対しまして、受け手希望者も多くおられるということでございましたけれども、お互いのニーズに対してマッチングが難しいということ。また、美里バス活性化協議会を開催し、美里バス改善計画を報告、令和2年1月14日から改善された運行を行うということでした。また、住民票、マイナンバーカード等で旧氏の併記ができるという説明があり、また、令和元年度指定金融機関の検査、収納代理金融機関の書類審査を実施し、いずれも不備はなかったという報告があっております。

その後、今後検討しなくてはならないであろう美里町防災行政無線について説明を受けました。現在のシステムの問題点として、スプリアス規格の改正に伴い、一部の機器が使用できなく可能性がある。設備導入後、13年が経過しており、経年劣化等により不具合や環境の変化による電波強度の低下、またはシステムの老朽化による問題が発生し、年に200回前後の苦情あるいは問い合わせがきているということであり、早急に検討委員会を立ち上げ、あらゆる方面からの検討を加え、よりよいシステムを構築していかなければならないと思っております。

会を11時40分に終了しまして、昼食を挟んで午後から現地を視察をいたしました。

まず、中央庁舎非常用電源整備工事現場を視察をいたしまして、1月23日までの工期ではございますけれども、本体部分ではほぼ完成をしておりました。停電確認後、10秒以内に発電機が始動し、庁舎内の容量の約60%をカバーするということでございました。その後、下中郡（下原）区の耐震性貯水槽を視察。規模は100トンでございますが、貯水槽の工事はほぼ完了しておりました。あと、中小路地区耐震性貯水槽40トン、小筵地区耐震性貯水槽の40トンの現地を視察し、砥用庁舎に設置の防災行政無線の無線局を視察し、説明を受けたところであります。

その後、中央庁舎に帰り、14時30分に閉会をいたしました。

以上で、総務常任委員会の活動報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、上田孝君。

○経済建設常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

昨日、経済建設常任委員会を行っておりますので報告いたします。

令和元年12月12日午前10時より、経済建設常任委員会を行いましたので、報告いたします。出席者は、経済建設常任委員会より、吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の4名、執行部より長井建設課長、高田林務観光課長、富永経済課長、社会文教常任委員会に出席後に、北島水道衛生課長が出席されております。

開会后、令和元年度美里町一般会計補正予算書（第5号）について、各課より説明を受けております。主なものとしまして、建設課においては、事業予定の見込みがないがけ地近接等危険住宅移転事業補助金、住宅耐震化支援事業補助金の減額、道路新設改良費において、工事請負費のうち、社会資本整備総合交付金事業の減額、道整備交付金事業については増額、補償、補填及び賠償金について、家屋補償費に充てる立木等補償費の増額、住宅管理費において、八幡原並びに片平団地の給水ポンプ交換にかかる町営住宅修繕料の増額、町有住宅復興団地改修工事に伴う引っ越し費用に充てる工事請負費の増額等です。

林務観光課においては、林道開設費において、林道早楠線土捨て場整備測量設計委託料の増額、観光振興費において、老朽化で危険となった観光看板の撤去手数料の増額、森林体験公園費では、9月の研修で山梨県のフォレストアドベンチャー・富士で視察したスマートビレーシステムの導入に伴う諸費用の増額等です。なお、この財源につきましては、先ほど総務常任委員会の委員長の報告でもありましたとおり、今回の補正予算で新たに県から交付される熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業補助金が充てられるということでございます。

経済課では、農業振興費で、熊本県土地改良事業団体連合会に関連する水土里情報システムパソコン購入費の増額、獣害駆除数が大幅に増えたことに伴う鳥獣被害

防止緊急捕獲支援事業交付金の増額等です。

水道衛生課においては、環境衛生費において、共同墓地復旧支援事業補助金の増額、水道施設整備費において、簡易水道施設整備補助金並びに簡易水道事業特別会計繰出金の増額等の説明を受けております。

委員より関連する質疑を受けた主なものとしたしまして、石段の途中に設置されたトイレの状況について、女子トイレは概ね良好に稼働しているが、男子トイレにおいて想定したより使用頻度が高く水分量が多いため、攪拌するモーターがうまく作動しないことがあるとのこと。設置業者と対応について現在協議中であるが、今のところ現在は月に数回点検するなどして対処しているとのこと。

午前11時10分説明及び質疑を終わり、休憩を挟み現地視察に向かっております。

下永富で実施されている美里地区中山間地域総合整備事業の現地を視察しております。下永富工区は、工事前の受益面積が1.97ヘクタール、工事後で1.75ヘクタールとのこと。35筆の農地を10筆に集約し、ほとんどの面積が15アールから25アールになるとのこと。工期は2月28日までで、今のところ順調に進んでいるそうです。委員より、安全に留意し良好な工事を望む意見等が出されたところ。

正午に帰庁し、委員会を終了しております。

これで、報告は終わりますが、報告漏れがございましたら、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんから補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、坂田竜義君。

○社会文教常任委員会委員長（坂田竜義君） 本定例会における社会文教常任委員会の活動報告を行います。

本定例会会期中に社会文教常任委員会活動をいたしましたけれども、12月12日10時から、第2会議室におきまして、福田議員、中川議員、高田議員、坂田、

執行部より吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課長、中村福祉課長、松永健康保険課長、北島水道衛生課長、北島課長は途中で経済建設のほうに出席のため中座されましたが、以上出席のもと会議を行いました。

まず、議案第79号、美里町一般会計補正予算（第5号）について、担当課より説明がありました。

水道衛生課から、共同墓地復旧支援事業補助金、ゴミ分別表等について説明があり、意見がありました。

福祉課では、湯の香苑体育施設の改修工事、地域支え合いセンターへの運営補助金等について説明があり、意見がありました。

健康保険課では、インフルエンザ予防接種についての説明があり、意見がありました。

学校教育課では、来年の教育の日関係での債務負担行為の補正、太陽光会社からの寄附金の使途等について説明がありまして、意見がありました。

社会教育課では、不用額、公民館補修補助金等について説明がありました。

その後、現場調査といたしまして、文化交流センター「ひびき」駐車場整備の状況、ひびきと社協との間のスロープ整備の現場、砥用小学校プール補修工事の状況、湯の香苑体育施設の着工前の現場視察等を行い、委員会を終了いたしました。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第79号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）

○議長（吉田美好君） 日程第2、議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。したがいまして、補正予算の質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） 11番、濱田です。質問をいたします。

23ページの商工費の2の観光振興費、看板の撤去のことで52万円、この場所と、3番の森林体験公園費の施設内誘導サイン等製作設置手数料、この誘導サインというようなイメージがちょっとわかりませんので、ご説明をいただきたいと思っています。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ただいまのご質問について、説明いたします。

最初に、看板の撤去ということですが、国道218号線の霊台橋を渡りまして、手前に最初の小さなトンネルがございますが、そのカーブのところには3面の三角錐の看板がございます。もう腐食が非常に激しくて、基礎のほうからですね撤去をしないと倒れるということで、業者のほうに見積もりを取りまして今回の予算を立てた状況でございます。

それと、2番目のサイン等ですね。これは要はこちらのほうにジップコースがございますとか、アドベンチャーコースがあるということも当然今つくっておりますが、今回のシステムの導入によりましてですね、その付け方の表示とか、あと不足していたですね、各コースの看板というのを充てるということにしております。

以上でご説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、看板の撤去という場所、わかりました。倒壊する恐れがあるということであれば、本当に早めに撤去するべきだと思います。誘導サイン等の内容についてもわかりましたので終わります。

以上です。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第79号について質問をいたします。

最初に、5ページ、債務負担行為というものがあります。そこで、私、ちょっと調べてみましたけれども、このパフォーマンス契約というのを、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

現在、両庁舎のコピー機につきましては、備品の購入、物品の購入でも対応はできますけど、その使用料に応じて保守費がかかるというような形での契約になっております。これをパフォーマンス契約という表現でいたしております。内容的にはもう備品の代金と使用料と、それとその保守費を含めた契約ということで捉えていただければというふうに思っております。

○10番（福田秀憲君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 先ほど11番議員からも質問ありましたけれども、23ページの、森林公園の公園費ということで提示をされております。森林公園の需用費として、森林公園施設の整備修繕料、それとその下の備品購入費ということで計上されております。これは県の企業局からの歳入で賄うというふうにお聞きしておりますけども、その内容をちょっと教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ただいまの質問に対してご説明いたします。

まず、最初にですね、森林体験公園施設修繕料ということで上げさせていただきましたが、これは今現在、ロングジップスライドというのがダム湖を横断しておりますが、そちらのほうの最初の支柱となります杉の木です。それにワイヤーが食い込んで非常に勤怠して負荷がかかっているという状況になっております。そのためにワイヤーを取り替えて食い込んだ状況を改善するという修繕になります。こちらのほうは、先ほどの企業局からの補助というのは対象にはなっておりません。

続きまして、備品購入費のほうですが、主にスマートビレーに対する、今使っているスルービレーをスマートビレーに替えるというのが前提で、普通のハーネスはそのままの状態でカラビナを交換するというので、備品購入費を立てております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今の、備品購入ということで今、スマートビレーとかいう話が出ましたけれども、これは案全帯ということで、私たちが実際に見学に行ったときに簡単に付けて安全に、要するに安全帯を替えると、新しく購入するというので理解しています。ありがとうございました。議長。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） もう一つお伺いをいたします。

その24ページなんですけど、この町営住宅といいますか、応急仮設住宅のことで工事をやりますけれども、この工事請負費のところは事業として、工事費として

これが540万円出てますけれども、これは当初予算のやつで足りないということ
でこう計上されているんじゃないかなと思うんですけれども、これの設計管理委託
料、これはどこに計上されているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

設計管理委託料につきましては、設計が終わっております、自主管理、役場職
員のほうで管理を行うようにしておりますので、計上はしておりません。

以上です。

○議長（吉田美好君） この540万円の説明は。

○建設課長（長井寿浩君） すみません、540万円につきましては、今現在住まわれ
ている方の移動を行わなければ改修ができませんので、その費用として540万円
を計上しております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） これは確か、設計はやってもらってますよね。そうすると管
理はやるとしても、設計料というのはやっぱりどの工事にも計上してあるんですけ
れども。なんかどっかにも、どこにもちょっと見えないようなあれがするんですけ
ど、なんか。当初の予算に計上されてましたかね、これ。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

設計につきましては、昨年度の予算で設計をいたしまして、今年度は工事だけと
なっております。

○10番（福田秀憲君） はい。なんか本年度の予算を見てもちょっと見当たらなかつ
たもんで質問をさせていただきました。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第3 議案第80号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第3、議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第80号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第81号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第4、議案第81号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 8 1 号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 8 1 号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 8 2 号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 5、議案第 8 2 号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 8 2 号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 8 2 号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 8 3 号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 6、議案第 8 3 号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第83号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第83号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第84号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第84号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩とします。再開を10時50分とします。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第8 議案第85号 フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第85号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定についてを議題とします。

内容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、議案第85号の内容の説明をいたします。

議案第85号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理の指定の
手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおりフォレストアドベンチャー・美里
の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称は、フォレストアドベンチャー・美里。

指定の所在地は、神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸2番地32。

団体名、株式会社フォレストアドベンチャー、代表者、代表取締役、金丸一郎

指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。フォレストアドベンチャー・美里について、指定管理者
による管理運営を行うために、指定管理者の指定につき議会の議決を必要とするため
提案するものでございます。

議案第85号の別紙資料をご覧ください。

1ページ目は選定審査結果の総括になります。令和元年10月23日に行われ
ました3社による二次審査、プレゼンテーションでございますが、その採点結果を添
付しております。

また、2ページ目以降は、申請された3社の法人の概要をつけております。

以上で、内容の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第85号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定については、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第85号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者
の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第86号 町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第86号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事
請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、議案第86号について、ご説明申し上げます。

議案第86号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結について

次のとおり町有住宅中央庁舎復興団地改修工事の請負契約を締結したいので、地
方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

1、契約金額、6,756万2,000円。

2、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町名越谷60番地、有限会社本田住建、
代表取締役、本田誠義。

3、契約の方法です。指名競争入札。

提案理由でございます。町有住宅中央庁舎復興団地改修工事に係る請負契約の締
結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び
財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある
ため提案するものでございます。

次に、別冊議案第86号資料をご覧ください。

1、工事の内容の主な工種数量です。1号棟から6号棟の合築、内部改修を行い、19戸を16戸にするものでございます。2号棟、3号棟、5号棟の1DKと2DKの6戸を合築し2LDK3戸に、また残りの1号棟から6号棟の2DK、3DKの13戸の内部改修を行います。

2、工期、議決の翌日、議決の翌日が週休日又は休日にあたる場合はその翌日から令和2年3月19日まででございます。

次のページからが図面となっております。2ページ目からが各棟の配置図となっております。赤色で着色してある棟が合築の棟で、青色で着色してある棟が内部改修の棟でございます。

3ページ目から8ページ目までの図面が各棟の図面となっております。上段が現況、下段が改修後の平面図となっております。赤色で着色してある部分の改修を行います。主な改修の内容といたしまして、玄関の改修、アコーディオンカーテンで間仕切りとなっている部分を木製建具に変更し、合築する棟については、台所、浴室、トイレの改修を行う工事でございます。

以上で、議案第86号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第86号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第86号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第87号 町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結について

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第87号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、議案第87号について、ご説明申し上げます。

議案第87号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結について次のとおり町有住宅くすのき平復興団地改修工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

1、契約金額、5,923万5,000円

2、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町原町348番地1、有限会社平永建設、代表取締役、平永統。

3、契約の方法、指名競争入札。

提案理由でございます。町有住宅くすのき平復興団地改修工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、別冊の議案第87号資料をご覧ください。

1、工事の内容の工種数量です。1号棟から7号棟の合築、内部改修を行い、15戸を11戸にするものです。1号棟、4号棟の1DKと2DKの4戸を合築し、2LDK2戸に、2号棟、3号棟の1DKと3DKの4戸を合築し、3LDK2戸に、また、残りの5号棟から7号棟の2DK、3DKの7戸の内部改修を行います。

2、工期、議決の翌日、議決の翌日が週休日又は休日にあたる場合、その翌日から令和2年3月19日まででございます。

次のページからが図面となっております。2ページ目が各棟の配置図となっております。赤色で着色してある棟が合築の棟で、青色で着色してある棟が内部改修の棟でございます。

3ページ目から9ページの図面が各棟の図面となっております。上段が現況、下段が改修後の平面図となっております。赤色で着色してある部分の改修を行います。主な改修の内容といたしまして、玄関の改修、アコーディオンカーテンでの間仕切りとなっている部分を木製建具に変更し、合築する棟においては、台所、浴室、トイレの改修を行う工事でございます。

以上で、議案第 8 7 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 8 7 号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 8 7 号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 8 8 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 1、議案第 8 8 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第 8 8 号について、ご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を別紙のとおり変更する。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案第88号資料、熊本県市町村総合事務組合同規約の新旧対照表をご覧願います。
左側が変更前、右側が変更後となっております。

別表2です。組合の共同処理する事務の第3条第1号に関する事務の中で、一番最後のところで、「熊本県後期高齢者医療広域連合」を追加するものでございます。

議案書にお戻り願います。

附則でございます。この規約は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第88号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 同意第6号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第12、同意第6号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。本案件の当事者である教育長の吉永公力君に退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、吉永公力君に退席を求めることに決定をしました。

吉永公力君に退席を求めます。

（吉永教育長 退席）

○議長（吉田美好君） 内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第6号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第6号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについて
美里町教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、

氏名、吉永公力。

生年月日、

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育長を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

吉永公力氏の任期につきましては、令和元年12月22日までとなっております。教育長につきましては、同法の規定により被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。吉永氏におかれましては、これまでも本町教育行政に粉骨砕身取り組んでいただいております。その要件を十分に満たされる方であり、今後も引き続き、本町の教育行政の推進にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第6号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがって、同意第6号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、吉永公力君の入場を許可します。

(吉永教育長 入場)

○議長(吉田美好君) ただいま教育長になられることに同意を得られました吉永公力君が議場内におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長(吉永公力君) ただいま議員の皆様からご承認をいただきました吉永です。

これからも地域住民、そして子どもたちのために精一杯頑張っていきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ところで、11月5日に子ども議会が開催されまして、三つの小学校の代表の子どもたちがこの議場で町の観光、商業、人口減少、そして自分たちのふるさと美里町のことについて質問をし、そして子どもたちなりの純粋な質問、提案をしました。そういった子どもたちの将来の夢を実現していくために、導いていくのが大人の役割であり、私の仕事だというふうに思っております。

ただ、学校を取り巻く現状は大変厳しいものがございます。その課題を解決するために、学校長中心に学校には鋭意努力をしていただいておりますけれども、現在行っている事の主なものは、学校間の交流です。小小、小中、中中の連携を、それから交流を通して、子どもたちが町内の知らない子どもたちと巡り合い、仲間意識をつくったり、切磋琢磨することで気持ちを高めたり、そして改めて美里町を振り返ることで、ふるさとに対する意識を高めるということにつながっているというふうに思います。

また、議員の皆様方のご配慮でICTの導入を順次進めているところです。タブレットその他を、ICTの機器を配備することが目的ではなくって、その活用を通して視野を広げたり、それから情報に、これからやってくる情報化社会の中で、自分で考え想像できる人材を育成していくことが目的だというふうに思っております。子どもたちは将来、一旦町を離れるかもしれませんが、その先には町に必ず帰ってくるという気持ちを持つような子どもたちを、学校と協力しながら育てていきたいなというふうに思っているところです。

これからも議員の皆様のご理解、ご協力を得ながら精一杯頑張りたいというふう

に思いますので、どうぞこれからもよろしく申し上げます。

○議長（吉田美好君） ありがとうございます。

吉永教育長には、今後とも本町教育行政発展のため頑張っていただきたいと思
います。

-----○-----

日程第 13 同意第 7 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

○議長（吉田美好君） 日程第 13、同意第 7 号、美里町教育委員会委員の任命につ
き同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第 7 号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第 7 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、

氏名、野尻絹子。

生年月日、

令和元年 12 月 10 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要
があるため提案するものでございます。

現教育委員の高田幸也氏の任期が令和元年 12 月 22 日をもって満了いたします。
教育委員につきましては、同法の規定により、町長の被選挙権を有するもので、人
格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有し、任命にあたっては年齢、性別、
職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとされておりますので、法の趣旨を踏
まえ、公認の委員として野尻絹子氏を任命させていただきたいということで、ご提
案申し上げます。

野尻氏は、長年教職に携わられ、砥用中学校の教頭、砥用小学校の校長を務めら
れ、地域の実情に精通し、また、熊本県の知事部局及び社会教育課も経験されるな
ど、教育行政全般について理解のある方でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第7号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第7号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第14 同意第8号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を 求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第14、同意第8号、美里町固定資産評価審査委員会の委
員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第8号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第8号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるこ
とについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第
423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、XXXXXXXXXX

氏名、澤野洋一。

生年月日、XXXXXXXXXX

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするとき
は、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案
するものでございます。

澤野委員につきましては、令和元年12月22日をもって任期満了となりますが、
引き続き、固定資産評価の公正な審査にご尽力いただきたいということでご提案申

し上げております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第8号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第8号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第15 同意第9号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第15、同意第9号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第9号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第9号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

氏名、緒方保信。

生年月日、XXXXXXXXXX

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現委員の赤星金次氏の任期が、令和元年12月22日をもって満了いたします。固定資産評価審査委員会の委員につきましては、同法の規定により本町の住民、町税の納税義務がある者、または固定資産評価についての学識経験を有する者のうちから選任するとされておりますので、法の趣旨を踏まえ、後任の委員として緒方保信氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げます。

緒方氏は、砥用町及び美里町役場職員としての職歴を有し、広く地域の実情に精通し、固定資産評価について理解のある方でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第9号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第9号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第16 同意第10号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第16、同意第10号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第10号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第10号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、XXXXXXXXXX

氏名、南 英二。

生年月日、XXXXXXXXXX

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

南委員につきましては、令和元年12月22日をもって任期満了となりますが、引き続き固定資産評価の公正な審査にご尽力をいただきたいということで、ご提案を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第10号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第10号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第17、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第3号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、

氏名、田村陽子。

生年月日、

令和元年12月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

田村委員につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということで、ご提案を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認め、討論は省略をいたします。

お諮りします。田村陽子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、田村陽子さんを適任とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 18 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第 18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第 19、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題とすることに決定をいたしました。

日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了をいたしました。

したがって、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。
閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案しました全ての議案につきまして、ご承認をいただきまして、まずは御礼を申し上げたいと思います。

その中で、今回、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者が決定をいたしました。フォレストアドベンチャーも今、美里町の交流人口を増やしていく中で、なくてはならない施設となっております。ただ、今回指定管理者に出したからそれで終わりではなくて、やはり指定管理者の民間の知恵を活かしてですね、さらにたくさんの方々にはフォレストアドベンチャーを楽しんでいただきたいと思ひますし、我々行政、町もしっかりとその一緒になって、また新たな環境というものをつくっていきたく思ひっておりますので、その都度、その都度、また議会からのご指摘、ご協力を賜りますようによろしくお願ひを申し上げます。

令和になりまして、もう残すところあと18日となりました。インフルエンザも流行っているということでございますが、どうか皆様におかれましてはお体にご自愛をいただきまして、そして新たな年、令和2年を健やかにお迎えいただきますようにご祈念を申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和元年第4回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和元年第4回定例会

令和元年12月発行

発行人 美里町議会議長 吉田美好
編集人 美里町議会事務局長 倉田辰実
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話 (0964) 46-2111